

居候様被仰付候事。

但大鐘ニツ切、又は於明倫館砲發相圖等有之節は、急速明倫館相揃候様被仰付候事。

布の鎮靜會員
意見弘

而して中立派の鎮靜會員等は、弘法寺より東光寺に移つて參籠し、藩祖の靈前に祈願し、且つ書を作りて、方今之藩情、上下睽離して、人民戰亂に苦しむ之を傍観するに忍びず、是れ藩主に建言し、併せて祖廟に祈願する所以なりとの意を記して、之を民間に散布して、其の志の在る所を明にした。幾もなく政廳は此れが解散を命じたが、聽かず、更らに書を上りて、要路の黜陟を請要した。

せんとす
大勢一變
今や山口を本據として、正義派諸隊あり。而して俗論黨政廳より派遣したる討伐軍は、尙ほ概ね中途に在り。而して萩には從來何人も甚だ注意しなかつた前記の鎮靜會員、即ち中立派が、同勢を糾合して、討伐の不可なる、藩論の一致せざる可からざる、天保度復舊の俗論黨政廳の機宜を誤る、従つて其の徒を罷斥せざる可からざるを論じ、方さに其の大勢一變せんとするの危機に際した。

〔三三〕人物黜陟の意見書

籠東光寺參
第次第
中立派の鎮靜會員、即ち東光寺なる藩祖の靈前に參籠しつゝある連中は、更らに左の意見書を藩主に上つた。

臣等東光寺參籠仕候處、解散仕候様との御事、再應被仰聞奉得其旨候。然る處過る十六日一同御城罷出奉歎願候旨趣は、委細書面に相見へ候通、士民之怨愁困厄、不忍見に付、討伐被差止候様、就ては其根元は御正義御確守、御國是御一定之御實效被爲舉候迄は、孰も殿中相詰居候覺悟に罷在候處、伊勢式部等より入々申聞せ候は、鎮靜の儀は、讀岐守様（清末藩主）に御委任被仰付、人才黜陟之儀は、既に御目途相立候事に付、各退出仕次第被爲舉候間、是非退出仕候様にと申事に付、弘法寺迄引退可申由申入置候て退候處、弘法寺にては市中近く、諸人見入之憚りも有之、第一は歎願筋速に御採用被爲在度様、御先靈様へ祈願を籠、各精神を凝し、東光寺内へ相慎罷居候。

以上は殿中より退出の始末を云ふ。

前斷之通各殿中にて餓死と迄決心仕候事に付、何共解散之儀一統承服不仕候。無體に解散と申候ては、少年銳氣之衆、統領を失ひ、各一己之効を以て、一身之分を盡し候様相成少しも御裨益には不相成候て、却て不容易擾亂を引起可申も難計奉存候。

以上は解散を命ぜられても、容易には解散し難き理由を云ふ。

且讀岐守様も、鎮靜方之儀は、御自身御盡力可被成候に付、孰れも引退き、相慎重、御處置相待罷在候様被仰聞候に付、奉對御彼方様候ても、無跡形解散可仕筋無之と奉存候。

乃ち毛利讀岐守の周旋に對しても、今更ら解散しては相濟まさる次第との意味。

元來諸隊之振を以て、屯集仕別段一團之黨を結び候心底毛頭無之、就ては選鋒隊とも異論可有之とも不相考、追々熟談仕、素より一和之心得罷在候。

徒黨を作
ざるにあら

諸隊に倣つて徒黨を作るではない、選鋒隊を敵とするでもない、中立派は中立派としての立場を守り、公平に善處せんとす。

人才黜陟之儀さへ御詮議被仰付候は、御正義御國是之根脚相成候に付、孰も即日解散可仕、解散不仕ては、有司之黜陟不被仰付哉に申聞せ候向も有之候得共、最前御城罷出候節、有司之黜陟、御目途既に相決居候事に付、御城退出次第可被行、其儀に付間違有之候は、式部事首領を可相渡^ハと迄、堅申合候得共、終に病羸之岡本吉之進事被差代、椋梨藤太轉役被仰付候迄之事に御座候。

有司大黜陟が實行せられざる限りは、斷じて解散は出來ない。解散すれば黜陟すると云ふも、それでは當てに成らない。現に是迄の事實に徴しても、それが決して當てにならぬことが判知る。

兎角權柄を下より弄し候様にては、奉恐入候儀に付、黜陟共強て人名を指し、上言不仕候得共、右一兩人之進退にては、中々御正義御國是に關係可仕とも

参考不申候。

小規模の交迭では、物にはならぬ。
正義貫徹を期す

右等之次第に付、假令黜陟之儀思召被爲在候共、決て政府中思召を支候は、必
然之事に御座候、前断之通墓々敷運不申候も、畢竟私共爲國爲君にする至誠
不行届故の事に付、銘々深く奉恥入候。此上は天地神明を奉感動、速に御正義
貫徹被爲在候様にと、朝夕御先靈様へ奉祈願候。此餘御兩殿様奉掛御苦勞も、
萬々奉恐入候得共、前段之旨趣に付、何卒少も御掛念不被思召只管人才之賢
否、御熟察御黜陟之程、偏に奉懇願候。冒瀆威嚴恐懼無已。

此の如く中立派は、政府に向つて俗論黨政廳の更迭を、殆んど露骨に迫り、それ
が實行せられざる内は、決して解散せずとの意氣を示した。然も當時の事情は、
未だ猝かに彼等の意見を、其儘實行する迄には運ばなかつた。それは俗論黨の
勢力が猶ほ容易に抜く可からざるものがあつたからだ。

【三四】 鎮靜會員最後の追迫（一）

本師討伐軍班
奉ぜず命を

俗論黨の討伐軍の中軍は明木にあつたが、萩政廳より、班師の命を發したるに
拘らず、諸隊が未だ佐々並より退かざるを以て其命を奉ずるに遲疑し、二十四
日赤川又七郎をして、左の書を齎らし、其の指揮を請はしめた。

此度爲養兵一先歸陣被仰付候付ては今朝市川千吉、國司平兵衛を以被仰下
奉承知候。猶又佐々並諸隊之者へは、讚岐様より御使者を以て、山口へ引取之
儀被仰越候由をも、千吉、平兵衛へ、中井次郎右衛門より及演達候趣も有之候
付、諸隊之者、山口へ引取候後、中軍歸陣可被仰付哉、當境肝要之場所、容易引取
候儀、甚以掛念之儀に付、猶又及御乞合候事。

藩主は執政老臣と議し、更らに班師の命を又七郎に授け、歸り報せしめた。

此度毛利讚岐様御周旋、尙深き思召之旨も有之、諸隊之者、佐々並より山口へ
引取之有無に不拘、三軍共、一先歸陣被仰付候事。

再び班師
の命

毛利宣次郎歸る
此に於て中軍總奉行毛利宣次郎は、二十五日兵を率ゐて萩に歸つた。而して同

日中立派の鎮靜會員等は、清末藩主に頼りて、一書を上り、更らに左の一書を添へ、時局に對する具體的の意見を開陳した。

其一

過る十六日、臣等一同止戦鎮靜之儀、御歎願申上候處、恐多も君意御符合被爲在不日に鎮靜方之儀、讚岐様に御委任被仰付、御同方様御配慮被爲在、一と先目前は鎮靜之姿に相成候得共、中々眞に鎮靜と申場に至兼候。如何となれば諸隊よりは來る二十八日迄相愼罷在候。其節に至り、是迄之歎願筋御採用無之候得ば、萩表へ罷出候段、讚岐様へ申上候哉に承り及候。

諸隊は二十八日迄、休戦條約を守り、その期日まで萩政廳が、彼等の意見通り、改革を實行せざるに於ては、愈よ萩表へ乗り込まんとの覺悟であると聞く。然處渠等御城下へ罷出候様之儀有之候ては、實以諸方之響旁御威光に拘り、甚不相濟事に候。

免五人属吏
事此に至らば、君主の威權地に墮ちむ。

臣等が歎願申上候御正義御確守、御國是御一定之基本は、人才之御登庸に有之事に付、速に御英斷を以、黜陟被仰付度、奉懇願候。只今廟堂屬吏五七人之進退に付、御猶豫被爲在、又候干戈を動し候様に立至り候ては、所謂小不忍して大謀を亂る譯に付、速に御裁判被仰付度奉存候。

斷じて俗論黨の有司を罷免せよ、而して正義派の志士を採用せよ。

且此餘再び兵を藉し候共、將士病羸既に多く、輕卒鄉夫は、逋亡過半、難興之士氣益衰惰に相成、軍機不振よりして、縮首畏死之屬吏は、乍、恐君上之袴下に潛伏仕、暫時之生を偷み候は、必然之勢にて、其極何程之御難題を釀し可申も難計、此儀臣等豫め憂苦之至に不堪奉存候。仰希くは速に五七人之官を褫ひ、二州百万の蒼生之疾苦を免れしめ玉はん事を、誠恐誠惶頓首頓首。

此の如く俗論黨の有司免黜を以て、刻下の急務とし、之を政廳に催告した。以下は別紙だ。

其二（別紙）

利討伐の不利を云ふ。

一 戰士死傷之艱難、民間疾苦之情實、最早所に寄候ては、百姓共飢餓已に迫らんとして、一揆にも可立至趣、且は御城下の差湊旁討伐不利之件々は、過る十六日讀岐様迄申上置候間、逐一被聞召上儀と奉存候。

一 諸隊之者、民心を得る所以、兵力之強盛なる所以之事。

此段諸郡百姓共、金銀の爲に、諸隊に服するにては無之、御兩殿様の御正義、天幕へ之御忠節、御信義を奉仰、且は是迄御直書奉勅始末等を以、民心固結被仰付置候御正義、上下に貫徹致居候處、當節之御模様にては、正義は諸隊而已に存し候様心得候よりして、民心渠等に服従致候儀に御座候。

諸隊の人心を得たる所以を説く。

且又軍之勝敗は、氣之盈虛に有之候處、渠等將卒共不殘天地を貫く之正氣を以、君公を御輔翼申上、頽破を挽回仕候氣位にて、押掛け候に付、兵力之強盛な

る譯にて御座候。此勢を以四境之敵を待候は、御國は金城湯池にて可有之奉存候。

諸隊の氣勢強盛なる所以を云ふ。

此の如く中立派の言議は、今や殆んど全く諸隊の爲めに遊説するが如く、彼等は隱然諸隊の別働隊であるかの如くさへ見えて來た。

【三五】 鎮靜會員最後の追迫（二）

民心代官

一 民心唯今之御代官に不服所以之事。

此段近頃民間へ教諭之趣傳聞仕候處、是迄之御正義を、何乎御野心にても被爲在候哉之様に申なし、御恭順に托し、自分持之鐵砲迄取上げ、一統武藝差留四境之敵之侮りを招き、遂には無勿體も、御兩殿様之御身上之事迄議し候由

に付、何共民心可服譯無之候。前段之次第、數百年之御恩義、御兩國に貫徹仕候處にて、末頼母敷儀にて御座候。

斯く論じ来れば、彼等中立派の所説は、殆んど諸隊の口吻その儘だ。之を見ても形勢が俗論黨に頗る非なるものあることが判知る。

一 御正義不可止所以之事。

此段前兩條之參り掛りに付、何共只今御正義御變動有之候ては、一日も御國之立様無御座候。乍去先政府之屬吏共、不殘宜敷と申筋にては無之候。夫々過不及有之縮る處疎暴淺虛宴安遊惰よりして、遂に御正義半途にて蹉跌致候段は、素より重罪に候得共、最前取計候屬吏之惡敷故を以、御正義不宜と申筋毛頭無之候に付、此段能々御辨別被遊候て、御正義確乎御不動、是迄之御直書等之旨、御立拔被爲在候様奉懇願候。

正義を蹉跌せしめたる罪は、屬吏にあり。正義それ自身は是非共徹底せねばならぬ。屬吏とあるは、俗論黨の吏僚を斥するものだ。

一 若殿様是迄之通御政事被聞召度候事。

此段屬吏は、文政、天保至治之考にて、若殿様御政事被聞召候御先例無之と心得可申候得共、往古干戈之際、洞春公（毛利元就）御大業御開き被遊候節、洞春公計被聞召たるにて可有之哉。只今之形勢、文政、天保之至治にて可有之哉。抑洞春公御艱苦之時に近き方にて可有之哉。屬吏之見は、不知時と申ものに御座候。御兩殿様万端御手厚御熟議被遊候こそ、矢張父子其親を教する所にて可有之奉存候。

方今の時勢は、藩祖創業の時勢と同一だ。之を文政天保の文恬武熙の時代と同一視す可きではない。

一 先鋒隊之一致仕兼候所以之事。

此段甚難申上儀に候得共、明倫館講堂集會之人數、一致之委には候得共、其實は在郷住宅衆抔は、多人數集會に付、面著致置不申ては、御城當番之節都合不宜抔、又は父兄御役其外之首尾之爲めに、子弟を勧め出し候者も有之、第一は

平穩を好み、正義とさへ申候得ば、死地に入、御國家を投げ候事と而已心得講堂集會之趣に、一定仕候得ば、上も御首尾能、銘々の家祿知行も目出度持繼ぎ相成候事と計り考へ、同意仕居候處、始は鎮靜と御沙汰相成居、無程討伐と申事に相成、先鋒被差向、失望之衆も不少候。此趣は臣等が親類知面も、多くは其通にて御座候。右之次第に付、一致仕兼、毎々不手際有之儀にて御座候。

先鋒隊は則ち選鋒隊だ。彼等は十人十心、皆なそれぞれ爲めにする所ありて相ひ集合したるもの、固より當初より偷安苟且の了見にて出で來りたるものなれば、闘心などの有る可き筈はない。されば彼等が戦ふ毎に敗北するも、決して彼等としては不思議は無い。

黙陟急要

一 有司之黙陟、被差急度候事。

此段御英明之被爲照候處を以、速に諸人之注目仕候人物五七御黙け被成、人望有之者數人御選舉不被仰付候ては、草莽より手を下し候は、必然之勢に付、左様相成候ては、御威光にも拘り、彼等數人身に爲にも不宜候間、速に黙陟

中立派特
色此處に、草莽より手を下し候は、必然之勢に付、左様相成候ては、御威光にも拘り、
とあるは、若し萬一俗論黨有司を罷免するを遲疑せん乎、諸隊は必らず之を自

から實行するに至らんとの意味だ。但だ「寛大之思召」云々の一句は、中立派の中立派たる所以にして、此處に彼等の特色を認む可しだ。

【三六】 鎮靜會員最後の追迫 (三)

一 臣等集會仕居候儀、御懸念被思召被遣間敷様懇願候事。

此段講堂之中談書之趣、納得仕兼候得者、此段不圖も一同集會仕、先は一團正氣之磅礴する所に付、其旨趣能々被聞召上候は、乍恐御懸念不被思召而已ならず、却て御心強く被思召にて可有之と奉存候。乍去講堂集會連中と、別段

之黨を結び、後黨と抗し候心底毛頭無之候、追々熟和仕度心得に罷在候。此段をも被思召分候様奉願上候。

鎮靜派は、當初より選鋒隊に反抗す可き爲めに出来た仲間ではない。但だ彼等と意見を殊にするものあるが爲めに、彼等に附和雷同せず、別に同志の者共相ひ集りたるものなれば、藩主に取りては、掛念の必要なきばかりでなく、却て之を以て藩主の正義を擁護するものとして、倚信して可なり。而して彼等は、必ずしも選鋒隊と徹底的に相ひ争はんとする者でない。やがては熟和せんとの餘裕をさへ持つてゐるものである。

一 討伐半途にて被差止候ては、御威光不_レ相立と心得候者も有_レ之候得共、御國殆ど自滅と申迄に武を躓し、御威光相立候と申筋毛頭無之候。御威光之立不_レ立とは、御正義之興廢に有_レ之事に奉存候。

討伐を半途にて中止するは、威嚴に關すとの説は本末を顛倒したる妄見だ。防長二國を自滅に瀕せしめて、而して後威嚴を維持せしむ可しとは、餘りにも條

理が立たぬ「御威光之立不_レ立とは、御正義之興廢に有_レ之事に奉存候」とは、如何にも名言である。

右過る十六日、於御前上言之筋得盡し不_レ申件、重て御前御願仕、餘蘊を盡し、下情申上度奉存、五七人宛兩度迄御城罷出候得共、御直目付に支へられ候に付、都合之趣前書之通、廉書にして差上申候間、乍恐御熟察被仰付度奉願候。自然も萬機之御暇を以、重て臣等五人又は七人位被召出、縷々口演を以奉申上、士林民間之情態、巨細被聞召上候は、今日之御處置、萬分一之御裨補にも可相成哉と、區々獻芹之微衷に不堪、尊嚴を犯し奉恐入候得共、何卒近々臣等被召出候様奉懇願候。

正月廿五日

召出要望

出候請

主藩

請要

第五章 三六 鎮靜會員最後の追迫（三）

一五七

然も討伐軍の總奉行毛利宣次郎は、命を奉じて、師を班したが、諸隊は萩政廳の豫期に反し、敢て佐々並の兵を退けず、常に進軍の態度を改めず。最早休戦の時期も盡きんとするに際し、萩政廳は藩主の出征を要請し、二十七日先陣備頭を

宍戸備前に、殿軍備頭を毛利筑前に、左翼指揮を根來上總に、右翼指揮を志道安房に命じた。而して清末藩主毛利讚岐守は、諸隊に休戦の延期を承諾せしむ可く、佐々並に到り、太田市之進・野村靖之助を召し、其事を告げたが、諸隊は固より其命を奉ず可くもなく、此に於て清末藩主は、事の爲す可からざるを見て、長府藩主と謀る所あらんとし、二十八日佐々並を發して歸邑の途に就き、使者をして之を萩に報せしめた。而して同夜鎮靜會員は、東光寺を去りて阿武郡吉部村に移つた。發するに臨み、書を藩主に上り、其の阿武郡に移るは、選鋒隊と事を生せんことを虞るが爲めであるとの意を陳述した。

私共先日來數度建言を以て、役人御黜陟、諸隊御鎮撫之儀歎願仕數日遷延、御實行相待居候得共、今以爲何被仰出も無御座候儀は、定て御定算可被爲在と奉恐察候。乍然諸隊の勢日に相迫り、追討之兵日に縮り、此先如何様之形勢に可立至も難計旨、日夜苦心仕候處、過る二十二日夜福原藏人、高洲正吉を以て、被仰聞候御旨意之趣にては、早速分散仕奉安御憂慮苦と奉存候得共、就中少

壯過激之徒も有之候に付、分散仕候ては、却て暴舉も難計、又此形にて屯集仕居候は、萬一先鋒隊之爭論相起り、御難題の上へ、又一變を相加へ候様可相成も難計、且即今東光寺へ大砲其外器械取集候様之虛說流布仕候由、旁以て等閑に難打過候間、一同不殘阿武郡邊へ引取、慎て御實行奉侍而已聊かも割據抔と申す心底は毛頭無之候間、宜敷御酌分可被下候。此段爲念御居仕置候次第に御座候。以上。

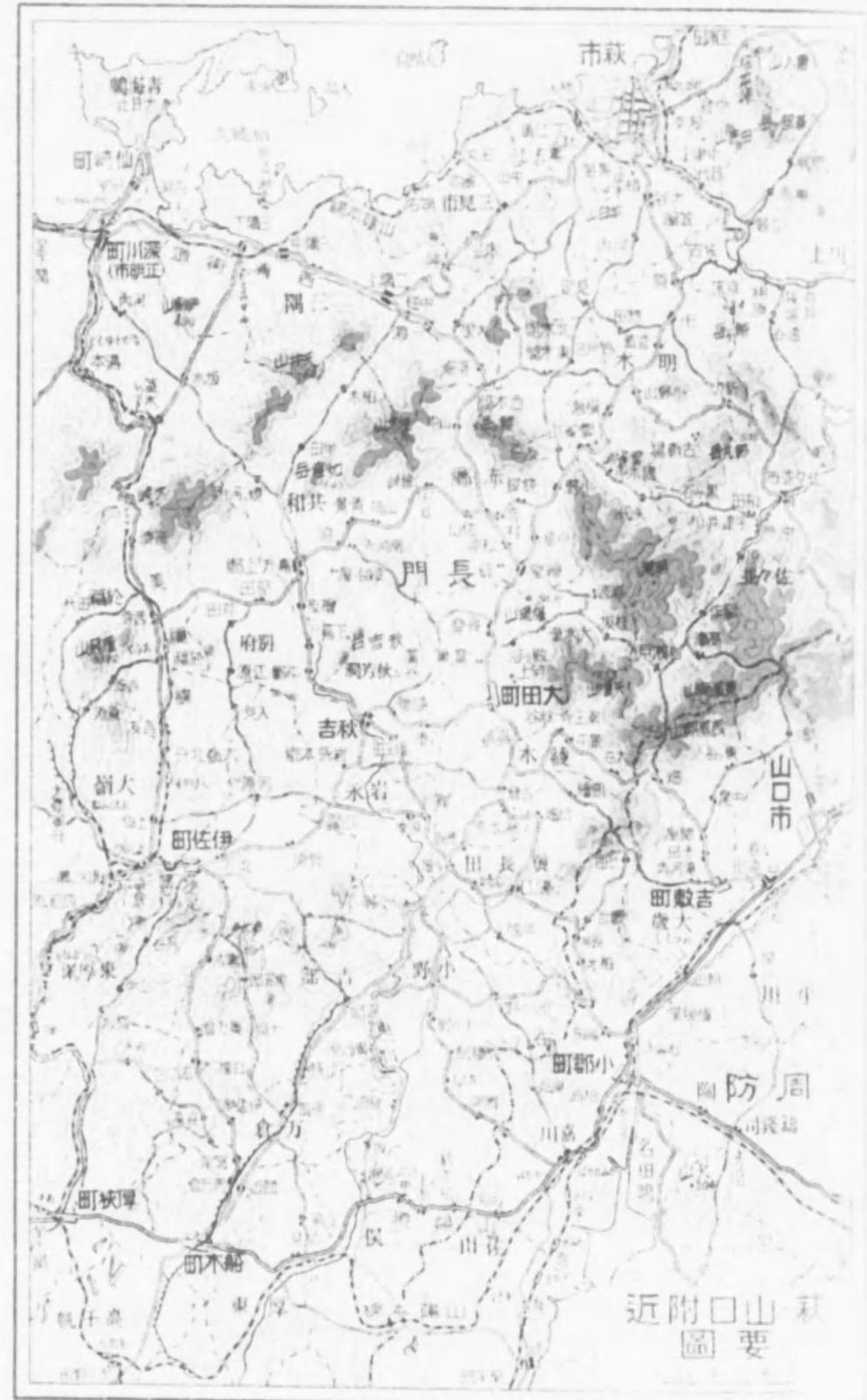
正月二十七日

此の如く彼等は退去したが、解散は爲さなかつた。

露光量違いの為重複撮影



露光量違いの為重複撮影



第六章 俗論黨の沒落

〔三七〕 俗論黨有司の革職

入明世子
出陣に
歸る

正月二十八日、清末藩主の書萩に達し、諸隊は休戦延期の命を奉せざることが明白となつた。而して諸隊の一昧たる癸亥艦は、萩城外の海岸に來り、屢々空砲を發して威嚇した。此の如く諸隊が海陸併進の威を示し來りたるからには、萩政廳にても、世子の出陣に決し、志道安房の右翼備指揮を罷め、井原主水、檜崎殿衛と共に、世子に扈從せしめ、兒玉若狭をして、之に代らしめ、松本口一手指揮を粟屋帶刀に、玉江口指揮を相杜駿河に命じ、先陣宍戸備前は、二十九日兵を率ゐて、金谷天神社内に出衛し、正燈院を以て本營と爲し、翌三十日世子軍裝し、城を出でゝ明倫館に入つた。

改革着手

此れは只だ表面の事だ。其の眞相を語れば、萩政廳は外には諸隊、内には鎮靜會

員に壓迫せられ、今や現状維持の不可能を看破し、藩主敬親は、徐ろにその改革に着手した。乃ち二十八日山田宇右衛門を手當掛と爲し、二十九日兼重讓藏及び中村誠一を同所右筆役と爲し、中川宇右衛門、三宅忠藏を罷め、三十日小倉源五右衛門、山縣與一兵衛、椋梨藤太、村岡伊右衛門、進藤吉兵衛、工藤半右衛門、諫早巳二郎等職を辭せるを以て、皆な之を免じ、乃ち宍戸常太郎等を内使とし、之を諸隊に遣はし、告ぐるに改革の事を以てし、止戦鎮靜を命じ、尋いで山田宇右衛門、柏村數馬を遣はし、椋梨藤太以下の革職を告げ、更らに鎮靜の命を奉せしめた。就中椋梨は諸隊の反対黨として、尤も憎悪せられたる一人であつた。

時に諸隊は所謂討伐軍の將さに至らんとするを聞き、應戦の策を定め、三十日奇兵隊は篠目口より榎木谷に進み、而して曩きに馬關に還つて守備したる遊撃隊は福江村に一宿し、西市に進む。是日會ま宍戸常太郎等榎木谷を過ぎ、山口に赴く。翌二月朔日榎木谷の兵進みて、生雲村に入るや、又た山田宇右衛門、柏村數馬等の來るに遇ひ、此に於て奇兵隊始め始めて藩主の内意を知り、進軍を

止め、翌二日左の一書を上つた。

諸隊待罪

去冬以來於萩表徒黨蜂起仕り、奸吏御政柄を執り、恐多くも奉壅蔽御上之聰明、未曾有の御國辱を釀成し、御正義既に及泯滅候付、臣等區々の微衷不憚忌諱、數々上書仕候得共、奸吏壅塞、微衷の趣意、貫徹不仕、遂に諸隊追討の御沙汰に相成、賊焰益熾、猥りに正義の徒を幽殺仕り、其極に至りては、恐多くも不可謂の逆謀相企、爾來上下彌益隔絶、臣子の至情、天地に俯仰、日夜泣血罷在候處、義賊臣と共に天を不戴、不得止奉誓洞春公御神靈干戈を以て敵惡を斬除仕候外、奉報君恩候道無之と、一同決心仕、栗屋帶刀へ戰書を贈り、一戰仕候以來、數度戰鬪仕候處、過日清末様御出馬被遊、戰爭御鎮靜、且歎願之筋、御取次被仰付、御採用可被爲遊候様相成候段、誠以臣等進退維谷、手足の措所を不知奉存候、然處此度歎願之旨趣、御採用被仰付、正邪御黜陟被爲在思召の御旨、柏村數馬、山田

宇右衛門を以被仰聞、殊更恐懼の至に不堪、難有次第に奉存候。臣等區々の微衷敢て他脇あるに無御座偏に是非曲直速に御辨别被爲遊御實行屹度被爲舉候様、天下國家の爲め奉願上候事に御座候間、乍恐區々の微衷御垂憐被仰付候様、伏て奉願上候。左候て干戈を御邦内に動し候事、其罪素より遁るゝ所無御座候。臣子の至情、申上る所を不知、誠恐誠懼、泣血頓首。

乙丑二月

諸隊其外同志中

此の如く萩に於ける俗論黨有司の革職は、漸く諸隊の諒とする所となり、而して更らに柏村數馬、山田宇右衛門より、親しく藩主の内意を聞き、遂に上記の如き待罪書を上申するに至つた。然も彼等は兵を擁して動かず、只だ此上の成行如何を注視した。

【三八】改革の中途（一）

城中戒嚴

二月二日人を癸亥艦に派し、其の發砲を止めしめ、又た馬關の遊撃隊將に阿川に向はんとするの報ありしを以て、相杜駿河に命じ、其の進軍を止めしめ、四日拂曉世子明倫館を發し、明木に至り、柏村數馬を佐々並に遣り、藩主父子の深旨を諸隊の總督等に告げ、即日歸りて、明倫館の營に入り、城下諸軍長官を召集し、諭告する所あり。藩主に謁し、兩軍鎮靜の狀を報じ、軍裝を脱して河添の邸に還つた。此日從衛の五軍を解散し、且つ萩城四口の守兵を撤した。而して諸隊亦た命を奉じ兵を退け、獨り奇兵隊を篠目口に置き、遊撃隊の一部は西市より進み、深川大宣寺に入る。五日城中の戒嚴を解き、六日藩主明倫館に至り、選鋒隊士を召し、諭して分散せしめた。

此中以來戦争にて、何も苦勞之段令満足候。然處邦内の干戈及數日民間の疾苦不忍聞、終に社稷之至傾覆、深く苦心致及鎮靜候。其方共社稷之臣に候得ば、

此旨篤と相辨へ、謹慎可罷在候。右に付早々可令分散候事。

出鎌静會員
出兵猶豫

是より先長府藩主は清末藩主と相逸し、正月三十日兵を率ゐ、疾を力めて長府を發し、二日萩に著したが、疾の故を以て藩主に謁せず、六日疾を力めて城に上り、藩主敬親に謁した。時に鎌静會員は長府の兵と共に急に入城し、城門を閉ぢ、舊政廳黨を一掃せんと企て、之を山口の諸隊に通じ、兵を松本口に出して應援せんことを要め、將さに十日を以て事を發せんとしたが、會ま世子の長子興丸、七日出生、因て暫く之を止め、山口に報じて、出兵を猶豫せしめた。而して世子亦た書を諸隊總督等に下し、諭示する所あつた。

今度鎌静の儀、申聞候處、承服せしめ、大慶の至、早速父公へ申上、向々へ其沙汰せしめ候。然る處其後處々に於て不作法の所行有之候由相聞え、甚以て驚入り奉、對父公候ては不及申、家來中へ對し候ても、我等面皮を失ひ候次第に候。畢竟不肖の我等申聞候事、不徹底よりして、如此次第に立至り、氣之毒千萬に候。委細の心事、殿衛へ申含差越候間、篤と承知せしめ、早々可有處置者也。

世子諸隊
長論告

丑二月八日

- 一 岩國道筋之事。
- 一 端々へ人數二三箇處位へ屯集の事。
- 一 諸處往來の事。
- 一 船手其外共、早速行届候様鎮静方の事。
- 一 御採用差急候ては却て難被行候事。
- 以上。

本書に殿衛とあるは、檜崎殿衛、柏村數馬の兩人をして、此事を諭告せしめたからだ。

此れに對して奇兵隊及び諸隊は、左の答書を上つた。

一 處々に於て不作法の所行有之由相聞、臣輩御國の御爲を思ひ、不得止姦賊掃攘仕候より、無罪者を不殺、土民の妨害を爲さる様、兼々申合候儀に付、奉對御上、不作法の所行仕候覺え毛頭無之候。市有虎曾參殺人、古今の通情、臣

等苦胸被遊御洞察、今一應民間御詮議被仰付候様奉願候。義兵起り候以來諸縣令も多く脱走仕候ゆゑ、民間の惡少年、諸隊の名を借り、暴動仕候者有之も難計に付、臣輩嚴重鎮靜仕候事に御座候。力の及ばざる所は、奉待罪於闕下候。

一 岩國道筋の事。

徳地袖の木邊の土民より、岩國の使者日々往來仕候儀不審に付、諸隊の者に出張、關門等嚴重に守衛致し、吳候様依頼仕候に付、人數夫々へ少々差出候。此節巷の風説に、薩藩高崎伊太郎も岩國へ入込居候よし、猶又萩表より君側の士も、表は病氣と唱へ、私に岩國へ通行仕候者有之候様承り候。然れば民言も信せざるを得ざる儀に奉存候。

以上の二項、何れも諸隊の申開きが、相應の筋道立つてゐる様に察せらるゝ。高崎伊太郎は、後の高崎五六である。彼は當時上方、廣島、岩國かけて活躍したる一人だ。

【三九】 改革の中途 (二)

端々人數
屯集の事

諸隊の世子の諭告に對する復申は、尙ほ以下につゞいてゐる。

一 端々へ人數二三箇處位へ屯集の事。

此義御尤に奉存候へども、御實行不相擧、姦徒未滅盡の内は、臣子籠城の心得にて、罷居候ゆゑ、口々へ人數差出候事に御座候。御側の士も微行仕候位なれば、選鋒隊の潜伏夜行、固より難計、若も一人の暴動より、千人の争を生じ候ては、御鎮靜の御旨意も水泡と相成候事に付、猶更嚴重に手當仕候。御實行相署り候上は、二三箇所は不及申、一箇所に屯集奉待罪候也。

是れ却て世子に逆襲を喫せしめたるもの。世子の命を奉せざるばかりでなく、其の奉せざる所以を痛快に説明してゐる。

一 諸處往來の事。

籠城の心得ゆへ、山口關門の内住居の者は、歸宅御断申上候。其餘は勝手次第

に通行を先日より致候事に御座候、前書之通り、一人の争より千人の争を生じ候ては、不相済事に付、此段御洞察奉願候。此れも一通り理窟がある。

一 船手其他共、早速行届候様鎮靜方の事。

船手其外大津、大島郡邊へも頭立候者罷越、此節鎮靜仕候。

此れは諭告通り實行しつゝある。

一 御採用差急候ては、却て難被行候事。

正邪分明に相成候上は、一日も速に御回復有之度奉願候。一日の苟且は、數百年の御損益に相關り候事に付、深く御洞察の上、早速御處置有之候様奉歎願候。千萬恐入候儀に候へども、不憚公意、愚衷の程奉陳言候。誠恐萬死。

諸隊氣焰
世子の方は、建言採用を迫るなと云ひ、諸隊の方では建言通りに至急實行せよと云ふ。否な彼等諸隊は、世子の諭告を好機として、却て其の意見の實行を催告したものであつた。兎に角諸隊の氣焰は萬丈だ。言葉は遙りつつあるも、意氣は

衝天の勢があつた。

長府藩主
意見書
藩主敬親は、二月二日萩に著したる長府藩主、同八日著したる清末藩主、及び世子廣封、執政老臣、並に兩支藩の家老用人等を、二月九日城中に會し、大に評定する所あつた。而して長府藩主は意見書を上つたが、其要は諸隊の願旨の可なるものは、之を容れ、前政廳有司の罪を治むるは寛に從ふ可し、吏僚の黜陟は速に斷行すべし。諸隊追討の如きは、速かに之を止め、以て邦内の統一を謀る可しと云ふにあつた。藩主父子は何れも之を可とし、藩主自から其意の在る所を記して、之を兩支藩主及び執政等に與へた。

一 天朝へ忠節、幕府へ信義、祖先へ孝道之事。

一 有司黜陟は、時に駆引有之事に候得共、國論變動無之候間、衆心一和、諸事疎暴無之様、心得方肝要之事。

以上の文句にも現れたる如く、諸隊の希望と、藩主の心胸との間には、若干の距離が存することは、自から分明だ。云ひ換ふれば、諸隊の思ふ程、藩主は切直には

考へてゐないのだ。即ち諸隊の灼熱に比すれば、藩主は尙未だ生温しと云ふ可きであらう。

聯諸
鎮静
會員
と
の
と

鎮静會員と諸隊との間には、自から連絡があり、彼の癸亥艦の萩を威嚇したるが如きも、杉徳輔が、佐々並にて太田市之進に會し、山口にて高杉晋作を見て、之を慾通したるものであつた。彼等は弘法寺より東光寺に移り、藩祖の靈前に參籠したが、更に轉じて阿武郡吉部村（一に生雲村に作る）に轉じた。而して藩主より君側井上兵部をして萩に還る可き内命を傳へしめたるが爲めに、彼等は再び東光寺に還り、愈よ當初の目的を貫徹す可く努力した。

諸
鎮静
會員
と
の
と

然るに此處に意外なる事變が發生した。それは鎮静會員の幹部とも云ふ可き

【四〇】明木の暗殺事變

人々が、俗論黨に暗殺せられた一事だ。山縣有朋の懷舊記事に曰く、
萩の情況を諸隊に通報し、並に將來著手すべき目的を協議せんが爲に、二月十日を以て、櫻井（三木三）、冷泉（五郎）、香川（半介）、江木（清次郎）等の諸士は、山口に來れり。予（山縣）は高杉其他と、萩の情況を聞き、且つ國家將來の計畫を謀り、之に告げて曰く、我等國家危急の際に臨み、君側の惡を除かんが爲に、兵を起したるものなれば、萩城中に在る諸君も相應じて、十分に其力を合せらる可し。第一に君側を清め、政府に人材を拔擢し、速に兵制を改革し、幕府に對して待つことあるの覺悟なかるべからず。此事若し行はれずんば、諫争して死を以て之に繼がんのみと、論議數時間に及びたり。櫻井等諸士も慨然として之に賛同し、我輩も亦必らず諸君と俱に國家に盡す所あるべしと約して別れたり。此の如く鎮静會員と諸隊とは、以後方さに同一方面に進み、同一の運動を期した。

刺
鎮静
會員
さる

即夜萩に還るの途上、明木權現原にて、俗論黨（原註 中井榮次郎等七名あり、政府

は後皆捕へて斬に處したりの爲めに暗殺せられ、獨り江木は傷を被り、纔に身を以て免るゝを得たり。此輩は萩城中錚々の人物にして、他日必ず國家の爲に、大に爲すことあるの材なりしに、此の厄難に遭遇して兇刃に斃れたるは、實に二州の爲に慨歎せざるを得ざるなり。

と云うてゐる。而して此の刺客は實に選鋒隊士兒玉久吉郎、中井榮次郎、木村松之進、冷泉太郎兵衛、小倉半左衛門、南新三郎、小川八十槌及び力士隊峰吉等であつた。此報が萩に達したのは、十二日のことだ。

然るに舊政廳黨等は、此事を以て故らに諸隊の所爲となし、以て選鋒隊を激し、且つ鎮靜隊と諸隊の間を離間せんとした。元來選鋒隊の連中は、政廳が諸隊の意見を容れんとするに不快であり、今ま明木の事件が、諸隊の所爲と聞き、憤慨措く能はず、急に天樹院に集まり、登城して、政廳を詰責せんとしたが、鎮靜會員も亦た此變を聞き、其黨數十人、先つて城に入り、城門を閉鎖した。選鋒隊士は、門外に群集し、疾呼門を開かしめんとしたが、鎮靜會員等は守者を助けて堅く鎮

し、之を容れず。此に於て彼等は餘儀なく退いて天樹院に屯した。

既にして世子及び長府清末兩支藩主は、城に上り、手廻物頭に命じ、弓隊二組、銃隊四組を率ゐて、速かに城に入らしめ、鎮靜會員をして城内洞春寺に屯し、警衛の任に當らしめ、別に供徒士十五人をして、西海濱に出衛せしめた。

山口に於ては、諸隊明木の變を聞き、舊政廳黨の所爲であるを猜定したが、幾もなく鎮靜會員の使者、萩より來りて、其の情報を傳へ、諸隊の出兵を促し來つたから、生雲の奇兵隊、八幡隊の兵を松本口に、南園隊、御楯隊を峠坂に進め、十三日大寧寺の遊撃隊は、深川村に進み、十四日生雲の兵は進んで東光寺に入り、南園隊、御楯隊は大谷に入り、其の一隊は明木を横ぎり、川上に進み、十五日に至り、遊撃隊は玉江に入り、癸亥艦は、城外の海上に來り、空砲を發して、聲援し、萩城の四圍は、諸隊兵の充塞する所となり、各處に關門を設け、其隊士の券符を持する者に非ざれば、通行を許さず。但だ大井村の一角を開き、榜を建て、之を公示することとした。

著く
の任
會員
に追る
諸隊兵

鎮靜
隊

此の場合に於て、選鋒隊は頻に登城して哀訴せんことを請願したから、藩主は十三日其中の温淳者數名を入城せしめ、其言を盡さしめた。彼等は明木の變は選鋒隊の關知する所でなく、道路の説では、是れ諸隊の所爲と云うてゐる。然るに政廳は諸隊を過信し、罪を選鋒隊に歸せんとするは何事ぞと云ふ。兼重讓藏は之に應接し、刑賞は國の大事、罪案を審にせずして妄斷を充さず、諸君過慮する勿れと慰撫して之を還らしめた。

【四二】 榧梨藤太等の一件

明木一件
の刺戟

明木に於ける鎮靜會員香川、櫻井、冷泉、江木等の暗殺——江木は負傷して遁れた——事件は、却て俗論黨退治の氣運に、一大刺戟を與へ、此れが爲めにドシドシ外に於ける諸隊、内に於ける鎮靜會員の協同策動は實行せられた。而して藩

主父子も今は大勢に叩頭するの外、爲す可き様はなかつた。

正義派免
罪
藩主は二月十一日には、去る七日公孫出生の爲めに、大赦令を布き、十四日には、曩きに繫囚したる村田次郎三郎、波多野金吾、小田村素太郎、瀧彌太郎を放免し、家に在りて謹慎せしめ、天野謙吉、渡邊伊兵衛、中村文右衛門、山縣半藏、小笠原彌右衛門、山田七兵衛、佐々木次郎四郎、吉田虎市、兒玉小民部、木梨助太郎、野村周作の罪を免じ、並に謹慎を命じ、井原主水、乃美半兵衛、林忠右衛門、山縣保介、平川端、小倉孫市、木原又右衛門、桂讓助、藏田豊後助、三浦彌兵衛、入江素右衛門等の職を免じ、平賀木工、矢田中衛、國重徳二郎を以て先手物頭役と爲し、所謂の鎮靜會員等の屢々上書したる通り、正義派の罪を免じ、俗論黨の吏僚を斥け、黜陟する所あつた。

一方諸隊は愈よ萩に迫り、正さに萩を占領せんとする勢ひを示したが、長府、清末二支藩主は、各家臣を遣はし、諭告して之を抑止せんとしたが、彼等は固より之を肯んずる色なかつた。此に於て選鋒隊は明倫館に集り、大に戒嚴する所あ

諸隊益
萩に迫る

り、萩は正さに正義派の諸隊と俗論黨の選鋒隊との交戦の巷とならんとする危急なる情勢を現呈した。

椋梨藤太

而して政廳は藩主の意を承けて、頻りに改革の歩を進め、明木の刺客を探索する愈よ急。此に於て俗論黨の首領、明木刺客の教唆者にして、却てそれを諸隊の所為であるとの誣説を流布したる椋梨藤太等は、最早萩に居たゝまらず、岩國に赴き、吉川監物に頼りて、事を謀らんと欲し、二月十四日椋梨藤太、兒玉久吉郎、中井榮次郎、小倉半左衛門、神代秀之助、小森市郎右衛門、南新三郎、平川清作、小川八十槌、椋梨甲太郎、木村松之進、木村駒太郎の十二人は、小畠狐島より船を僦ひ、海路江崎に上陸し、岩國に至らんとした。萩政廳は此事を聞き、十六日人を岩國に遣り、脱走の徒、若し其の領分内に至らば、直ちに逮捕せんことを依囑せしめ、鎮靜會員亦た之を諸隊に報じた。而して十七日には、津和野藩の使者神野務萩に來り、椋梨藤太等を、其の領内青原驛に抑留したる旨を報じた。乃ち捕吏を、石州に遣り、十二人を護送して還らしめた。抑も椋梨藤太等は、何故に津和野藩の

椋梨藤太

爲めに抑留せられたる乎。そは風潮の悪しき爲めに、江崎に上陸する能はず、石州飯之浦に著し、將さに津和野領を経て、岩國に至らんとし、青原驛を過ぎ、遂に抑留せらるゝに至つた。

自らの法
網に張る

而して何故に津和野藩が、彼等を斯く取扱うたる乎と云へば、椋梨藤太等が、要路を占め、諸隊追討の命を發するや、使を隣藩に遣はし、若し諸隊の徒脱走して、其地に入らば、之を逮捕せんことを依囑したから、仍りてその通りに實行したのだ。云はゞ椋梨等は、自から法を設けて、其法の罷に罹りたるものだ。然も彼れ椋梨藤太、亦是れ坪井九右衛門の黨中に在りて、尤も傑出の一人、實に俗論黨の知囊であり、策士であり、從つて奸物の巨魁として、反対黨からは、憎惡の焦點となつてゐる一種の人物であつた。

又た政廳では一面根來上總、湯川平馬を癸亥艦に遣はし、其の發砲を止めしめ、尋で宍戸備前を明木に、志道安房を椿町に遣はし、諸隊に諭して其の進入を止め、十七日藩主は鎮靜會員を召し、書を賜ひ、汝等選鋒隊と諸隊の間に介在して、

藩主諭告書

力を鎮靜に盡し、今や其効を奏す。余大いに之を嘉みす。今後尙選鋒隊に對し、怨を構ふることなく、一和協力、益々忠節を藩國に盡す可しと諭告した。此れは鎮靜會員と選鋒隊との間に、爭闘をせんことを慮りたるが爲めであつた。

第七章 毛利敬親山口に歸る

【四二】 藩主父子自から罪を祖靈に謝す

形勢は全く一變した。俗論黨吏僚は完全に一掃せられた。彼等が政權を掌握したるは、才かに半年にも満たなかつた。而して藩主敬親は、世子廣封及び長府、清末二支藩主と、連日首を集めて相誇り、自から國內擾亂の責任を感じ、罪を引きて、之を祖先の靈に謝し、併せて其の冥助を祈る可く、二十日其旨を、諸臣に告げた。諸臣何れも感泣し、直ちに其の準備を爲し、翌日之を公布した。

思召の旨有之、來二十二日より二十四日迄、御靈社御臨時祭被仰付、於社頭被仰聞之儀有之候間、諸士中並足輕已下迄、麻上下著用にて、參詣被仰付候。乃ち二十二日以降三日間、東南の城門を開き、祭祀終るの後、南門を鎖し、東門を開き、往來を許すことを令した。諸隊は之を聞き反対黨の之に乗じて、變を生ぜ

んことを慮り、將さに兵を出さんとしたが、二十二日朝、玉木文之進、寺内暢三命を奉じて、東光寺に至り、之を止め、尋で世子親ら通心寺に至り、福田俠平、交野十郎、弘作之進等を召し、旨を諭し、兵を率ゐて東光寺に歸らしめた。大谷口の兵、亦進みて六本松に至つたが、公命を奉じて再び大谷に退いた。祭典の日の前日より、藩主は齋戒沐浴し、世子は夜來靈社に參籠し、二十二日午前六時、藩主は靈社に參拜し、左の告文を納め、親しく旨を參拜の諸臣に諭した。世子並に支藩主も亦た告文を捧げた。

敬親告文

藩主敬親の告文は次の如し。

維元治二年乙丑二月某日、裔孫敬親恭しく靈社四公の靈に告ぐ。恭しく惟るに靈社四公國基を無疆に肇め、代々其遺訓を奉じ、孰も令名あり。敬親不肖の身にして、入て其統を承け、毎に祖宗の國家に勤勞せしを思ひ、付託の重大なるを恐る。家を嗣しより二十餘年、何ぞ圖らん。國內動搖、物議騒擾を生じ、如_レ此の艱難に及ばんとは。依て今此を身に反り心に求むるに、皆敬親不肖の所爲

廣封告文

世子廣封の告文は次の如し。

にして、他人に責べきにあらず、畢竟群臣の心を和せざるは徳の歸向を得るに足らざるに依り、國事の難を救ふ能はず。才の乏しきに依て遂に社稷浮沈の際に至れり。其罪實に多し。今謹で誠を布き、祖宗在天の靈に謝す。祖宗在天の靈、若し是の罪戾を許し、積怒を寛めば、今よりして既往を悔い、將來を慎み、群臣を率ゐ、更に維新の政を布き、重て上下の一和を謀り、永く社稷の全を求める。然れども人力の及ぶ所は竭すといへども自ら限りあり。其及ばざる所に至りては、神助を仰ぐにあらざれば、其功をなし難し。願くは照鑒を垂れよ。

維元治二年乙丑二月某日、末孫廣封恭しく靈社四公の靈に告ぐ。恭しく惟るに、廣封庶孽の質を以て、出て宗藩の儲貳となり、深く抑畏の思を懷き、常に先徳に違はんことを恐れ、今邦内の擾動に及ぶ。未だ位に立たずと雖ども、既に庶政を聞に與りければ、益惕動の甚しきに堪へず。依て靈社四公の靈に對し、既往の誤過を謝し、今公の懿教を奉じ、敢て盛志に背かざらんと欲す。謹て裏

誠を表す。願くは照鑒を賜へ。

文支^{ヨシ}主告

尙ほ長府藩主毛利元周、清末藩主毛利元純も告文を捧げた。此の如くして藩主自から其の責任の全部を負擔し、其罪を祖靈に向つて謝し、此の如くして防長二州の政廳は、事實に於て、元治元年上半期のそれに恢復した。即ち俗論黨の政廳倒れて、正義派の政廳恢復せられた。要するに藩主敬親は、自から指導的の人物でなきも、其の周邊の情勢に順應する丈の識慮は、自から具へてゐた。

更に敬親 論語
更らに藩主は左の諭書を發した。

今般國內紛擾、生民の患苦は不能申、數多の士卒討死手負等有之、傷悼の至に候。殊に國家累卵之危に迫り、最早維持の目途無覺束、誠以て令苦心候。其根元

【四三】毛利敬親山口に向ふ

は我等從來天朝幕府へ忠節信義の誠意、輕重厚薄、當を誤り候哉に存入も可有之、尙又近來有司の登用、其人を得ざるに依て、刑賞を失ひ、言語壅塞、下情沈鬱し、措置規に當らざる等、國難釀出の事件、不暇枚舉、縮る處我等不德不明より起りたる事にて、今更贖を囁とも不及事に候。依て罪を仰徳公（毛利元就仰徳大明神の稱あり）其外の先靈に謝し、將來を慎み、誓を獻じ、今日より更始の心得を以、彌國是確定、黜陟を慎み、壅蔽を去り、言路を開き、刑賞を明にする等の件々、大公至正の存慮相貫せ度候間、於家來中も、我等の志を體し、神明に誓ひ、人々一和せしめ、於遂奉公は可爲本懷候也。

乙丑二月

如何にも痛切なる自責自罪の文字だ。此れでは一藩の正義派は勿論、誰しも申分の出で来る可き筈はない。これは果して藩主敬親當人の思ひ付であつた乎、將た他に其人あつた乎、何れにせよ彼は其の周邊の形勢に順應して、善處したものと云はねばならぬ。

典讀き祭

二月二十二日の夜、世子廣封參籠し、翌二十三日、藩主及び長府、清末二支藩主、何れも前日同様靈社に參拜し、親しく參拜の諸臣に諭告した。又た長府、清末の家臣をも參拜せしめた。二十四日亦た前日同様の祭式にて、輕卒以下の參拜者は、其の組頭をして旨を傳へしめ、祭畢るの後、藩主父子は更に參拜祈願する所あつた。二十五日には藩主父子對面の間に出て、事を以て前日の祭典に列する能はざる者を召して諭告し、林良輔、竹中穢部をして岩國に赴き、之を告げしめた。

敬親山口
に向ふ

而して二十七日には、親から山口に赴く可く萩城を發し、大谷、明木、繪堂の諸村を過ぎ、兩軍戰鬪の跡を觀て、大田に著した。老臣毛利伊勢、井原主計、山田宇右衛門、兼重讓藏、玉木文之進、佐伯丹下、榎本隼人等之に隨うた。敬親は代官以下郡吏を召し、親しく民間の疾苦を問ひ、又た在住の諸士を召し、告ぐるに正義の旨を失ふ可からざるを以てし、毛利伊勢、井原主計、山田宇右衛門、玉木文之進等をして、其の意を別席に於て申明せしめた。此日小笠原彌右衛門、玉木彦助、佐世八十

湯田別邸
に入る

郎、大田市之進、赤川敬三、佐々木男也、福原三藏の罪を免した。二十八日大田を發し、湯田に著し、別邸に入つた。鎮靜會員數十名亦た追隨し來り屯した。藩主は諸隊の長官を引見し、毛利幾之進、福原駒之進、堅田健助、國司健之助、山内梅三郎等來りて、起居を候した。都濃郡鹿野に屯したる膺懲隊は藩主の國亂を鎮定し、山口に歸るを賀し、神符及び餅酒を獻じた。三月朔藩主尙ほ湯田に在り、徳山藩主使を遣はし起居を候した。二日令を下し、諸隊を山口に召集した。

諸隊山口
召集

殿様被仰聞之旨有之候間、諸郡出張之諸隊、一先山口へ引取候様被仰付。尤大谷、松本邊出張之部は、御差圖有之迄不及引取候事。

但兩大津邊出張之部は、遠郡之事に付、吉田邊引取、總督中計、山口へ罷越候様被仰付。都濃郡以東之部も、遠郡之事に付、孰も總督中計山口へ罷越候様被仰付候事。

三日藩主は小郡地方を巡視し、同日山口代官役に命じ、小學舎を再興し、寺院を以て校舎に充て、諸士以下出で、業を受けしめた。四日輕裝湯田に至り、曾て三

第七章 四三 毛利敬親山口に向ふ

一八七

敬親巡視

條實美的館に充つ可く、井上五郎三郎の家を増築し、高田御殿と稱した家屋を諸隊會議所と爲し、村田次郎三郎、山縣九右衛門を以て諸隊總會計用掛と爲し、波多野金吾を以て、手當方用掛と爲した。

陽死の三家
興家の再家

【四四】今後の方針（一）

藩主敬親は山口方面を本據として、其の附近を巡視し、從來俗論黨政廳の施爲を訂正し、修正し、變改し、之を正義派全盛時代の舊に復す可く、それぞれ努力した。乃ち曾て賜死の三家老家を再興し、尙ほ幕府を憚りて、各々祖先の家名に從ひ、益田を御神本、福原を鈴尾、國司を高田と改稱した。又た鎮靜會員が、千城隊を再興せんことを請うたから、之を允し、鈴尾駒之進を其の總督と爲し、佐世八十郎をして、頭取を兼ねしめた。此れよりして世祿の士陸續之に加入し、諸隊と相

並び、世祿隊、有志隊の稱が出で來つた。

諸隊整理
當時諸隊の團結頗る多く、藩費貲られず、故を以て有志の諸隊は、御楯、鴻城、遊擊、南園、膺懲、奇兵、八幡、第二奇兵、集義、荻野の十隊と爲し、各々共に駐屯地を定め、其他は皆解隊することなし、御楯以下の諸隊は各々其の人員を定め、總體を千五百とし、超過の人員は、之を減少することとなし、三月十六日諸隊總管を政事堂に召し、之を諭告した。然も解散を欲せざる隊あり、減少を欲せざる隊あり、やがては必要に應じて、増員、増隊を爲すの止むなきに到つたことは、四境戦争の時に際して、分明である。

三月二十二日世子廣封萩より至る。此れより先山口に在る長府、徳山、清末の三支藩主は、十八日左の伺書を藩主に呈した。

一、先達而被仰出候三事之御大典、彌御確定被遊候儀は、勿論に候得共、御忠節御信義御孝道、何れの廉にて凜然相立可申哉之事。

一、防長二州に於て、當今の形勢、先割據之姿に相成候。就ては所謂外恭順、内

三支藩主
伺書

武備充實を旨とし、領民へ布告し、方向を知らしめ度事。但右邊之實行、如何相心得可申哉。

一 御國是御確定、御政令一途に相成候上は、御軍制且諸隊平常の御規約書拜見仕度候事。

一 諸隊分配並諸浪士始末承置度候事。

一 諸藩へ使節往復之儀は、何れの藩にても、御故障筋無之哉之事。

但禮讓を厚可相心得候事。

一 他國人領内通行、或は休泊之儀、依舊無差障被仰付候哉之事。

一 諸廻船入津等之節、諸事粗忽無之様爲取扱可申候得共、異船入港上陸等之節、一時講和之御權謀を旨とし、且又同様取扱可申哉之事。

敬親答書
以上の伺書に對し、藩主敬親は、世子の山口に來るを待ち、共に相談する所あり。二十三日支藩主を召し、左の答書を示すこととした。

第一條

當時上國之模様にては、何社朝廷の御爲御盡力被成様も無之候得共、御正義不被爲變、御立拔被成候儀は、御忠節に可有之候。御信義之儀、是又當時勢、御盡力被遊様無御座、尤是迄數度御建白被成候儀は、征夷府之職掌を被爲盡、永く諸藩に長とし、御隆盛被爲在度との御趣旨。第一皇國之御爲とは乍申、即ち徳川家への御信義に可有之、右兩條被相行候得ば、即ち御先祖様の御遺旨被爲繼、御孝道隨て相立可申候。

此往とても其路相開け候得ば、右兩條とも御盡力の儀、時宜の計ひ振りも可被爲在候得ども、是迄數度御艱難を御冒し、被成御心勞、御國力をも御盡し被成候儀に付、此餘は即今之通、御恭順に被爲在内人民御撫育、衆心一致、富國強兵之御處置を以、外侮を不被爲請候様、御手を被著候儀に可有之候。

所謂る「三事之御大典」とは、前きに長府、清末諸支藩主、父子が表明したる「天朝へ忠節、幕府へ信義、祖先へ孝道之事」の一項であらう。此の三事の實行に就き、三支藩主よりの質問に對して、以上は答へたるもの。乃ち今日となりては、朝廷に對

し、幕府に對しても、手の出し様が無いから、富國強兵、外は恭順、内は一致、以て時節を俟つ外なる可しとのことである。

【四五】今後の方針(二)

答書第二

藩主父子より長府、徳山、清末三支藩への返答は、以下尙つゝいてゐる。

第二條

御同意に存候。尤腰書之趣に付ては、御誠意御恭順、是迄之通にて不_レ被_レ爲變候。武備充實は、藩屏之御職掌に付、用兵學益々隆盛、大小銃調練、要衝之地軍配等被_レ爲置候儀、即他日敵愾之御準備にも可_レ相當との御取調に候間、右へ準じ御處置相成候て可_レ然相見候。且又御國民へ方向示諭の爲、此度井原主計其外廻郡被_レ仰付候。

同第三條
第三條
此れは防長二州當分割據、外は恭順を粧ひ、内は武備を充實せしめ、二州の人心を鼓舞統一して、不虞の變に備ふ可しとの意。

同第四條
第四條
御軍制の儀は、近年追々御補之趣を以、御規則被立置候得共、尙追て御改正をも可_レ被_レ仰付候。諸隊規約書之儀は、當節詮議中に付、近日之内可_レ入_レ御披見候。此れは軍制及び諸隊規約書等一覽の希望に對しての返答。

同第五條
第五條
浪士始末之儀、只今不_レ殘解散と申譯にも難被_レ運、是迄諸隊人數中に罷居候儀に付、先當分行形之處被_レ差置、追て始末を被_レ就候て可_レ然、尤隊中規約に不_レ入儀有_レ之候得ば、即時解散爲_レ仕可_レ申候。諸隊分配別紙之通に候。此れは浪士始末に關してのこと、諸隊分配別紙は略す。

第七章 四五 今後の方針(二)
一九三

にて列藩へ御使者、往復之儀は、御本末間之儀に付、御相談之上、御取扱有之度候。腰書之趣、御同意に存候。

これは三支藩とも、他藩との交通は、豫じめ宗藩と諒解を得たる上にて施爲す可しとのこと。

同第六條

他國人通行休泊等差障候儀無之候得共、當時勢に付、諸關門又は口々之番所等にて取糺之上、若不審體之儀も有之候はゞ、其所へ留置、最寄の役所へ申達可受、差圖候。尤留置候とも、諸事丁寧に取扱ひ候儀は不能申候。且又城下止宿之儀は、可成丈相斷可申候。

これは他國旅人取扱に付てのこと。

同第七條

御同意に存候。尤異國人の儀は言語不通之國柄に付、纔之意味違より、不法無禮の所業及出来候儀も難計候付、右様之節は、彼船將委細及應接、曲直相糺可

申候。

これは諸廻船入津取扱の件に付てのこと。

武備恭順
に返る

以上によりて先づ防長二州の國是は一定したものと云はねばならぬ。要するに詮じ詰むれば武備恭順の四字だ。乃ち俗論黨の絶對恭順を一變して、從來の武備恭順に立ち返るのだ。此の如くして大體の方針は、全く俗論黨のそれを一掃し去る事となつた。是れ實に諸隊外に動き、鎮靜會員内に應じたる効果に外ならない。而して鎮靜會員の内に應じたるも、畢竟諸隊の外に動きたるがその動機でありますれば、主として諸隊の力に由ると云ふも過當であるまい。尙ほ竹中穢部、林良輔を岩國に遣はし、最近の成行を告げ、吉川監物の山口に來らんことを促し、又た幕府への報告書を齎らしめた。

迄罷越候。蟄居罷在候折柄出行仕候段、奉恐入候得共、不得止儀に御座候間、此段被聞召置可被下候。以上。

三月 毛利大膳

尙ほ吉川監物の添書は左の如し。

吉川添書
本家毛利大膳領分之者、鎮靜取扱之治定相成候段は、先達て御届申上置候通御座候處、追々致説得、先は鎮靜仕候に付、愈以右之處置行届候様仕度、且國民爲撫育、蟄居中奉。恐入候得共、出行仕候段、此度大膳より申上候由、使者申越候に付、此段私よりも御届申上候。以上。

三月二十三日

吉川監物

斯くて林良輔は岩國の使者井上司馬太郎と共に三月二十三日岩國を發し、廣島に赴き、藝藩を介して之を幕府に呈することとした。

第八章 高杉の馬關開港計企

【四六】高杉、伊藤洋行の企（一）

敬親蔵に
歸る

三月二十六日藩主敬親は山口を發して、萩に還つた。諸隊は頻りにその留らんことを請うたが、藩主は允さず、仍つて隊兵百人之を護して萩に至つた。老臣志道安房、毛利將監、井原主計、及び鈴尾（本姓福原）駒之進亦た萩に還り、波多野金吾、佐世八十郎、命を奉じて山口に留つた。曾て村田藏六をして、上海に赴き、敗殘の壬戌丸を外國人に賣却せしめたが、幕府に憚る所あり、二十八日其の沈没せし旨を上報せしめた。

掲も此際に高杉晋作は、洋行の決心をなし、伊藤俊輔を誘ひ、相諮詢て其行を與にせんとして長崎に赴いた。高杉が其志を山縣狂輔、太田市之進等に漏らしたのは、二月二十三日の頃であつた。而して旅費の調達を、佐世八十郎と、井上聞多

とに依頼した。藩政廳は三月二十六日、高杉、伊藤兩人、英學修業兼事情探索の爲めに、横濱に差遣の辭令を交付した。此れは物議を憚りて、故らに然したもの。斯くて兩人は長崎に赴いた。今ま三月二十三日、高杉が馬關に赴くと稱して長崎に向うたる際、後事を諸隊の同志に託したる一事を見れば、當時に於ける同人の心境は、自から分明だ。

高杉心境
外患内憂互に切迫之時勢に付、諸隊中にも隊長等は不及申、伍長伍尾衆に至迄、深く心を用ひ少々之不平は堪忍有之度事ならむ。萩表之様子を察するに、既に政府一新、干城隊も確たる事故、内憂を消滅する儀は、政府諸君子、干城隊の諸壯士に任置き、諸隊之者は手を分外患を防禦する事急務ならむ。愚按には奇兵隊赤間關遊擊軍花岡、高森之間、八幡隊は山代、膺懲隊德地、南園隊奥阿武郡、御楯隊舟木、小郡之間、其外熊毛之南奇隊、三田尻忠憤隊、小郡に集義隊、馬關之第二遊擊軍、舟木第二御楯隊等有之事に付、分合之指揮は、大將次第にて、如何様之處置も有之可し。四隣群集之賊兵不足懼ならむ。

無川高位
士誠案

此上に蒸氣軍艦御買得相成候は、九州口之兵を、小瀬川石州口に移せば、尤妙ならむ。諸隊入費等之儀は、廟堂君子既良謀有之事ならむ。

無用高位士之祿穀ぐより外之術は、ながらむ。赤間關も我斷然不令^レ魂國體^ニやう開港すべし。不然ば幕薩は不及申、遂には外夷の妖術に陥るならむ。五大洲中へ防長の腹を推出して、大細工を仕出さねば、大割據は成就不致ならむ。干城隊日に盛になり、民心日に鎮靜する様、諸隊者より心を添候様有之度ならむ。委曲之處は、赤間關より申上度存候。爲右拜白。

二十三日(慶應元年三月)

尙々私事も、馬關佐世氏より急用に付、相越候様申來候付、寸渡罷越候。留守儀萬端宜敷御賴申上候。五大夫其外之處、猶更御賴申上候。回復私議御一覽御評可被下候。拙著を調へ、馬關より又々可^レ差出候。以上。

東洋一狂生 東行拜

太田市之進様

第八章 四六 高杉、伊藤洋行の企(二)

一九九

佐々木男也様
山縣狂輔様
交野十郎様
福田良輔様
林半七様
堀眞五郎様
赤川敬三様

其外諸君

思議
高杉
新知
得の念

此の如く高杉は防長二州を以て、日本に割據し、それには馬關を開港して、外國と和親し、之を以て其の藩力を充實せしめ、之を以て四境の敵に當らんと企てた。彼は内輪の政治は俗論黨一掃したれば此上は掛念するに足らず。但だ眼を外に轉じて、其の外患を如何にして防禦し、外艱に對して、如何にして善處すべきやに就て、大いに考慮し、大いに施爲す可き必要を感じ、而して自から外國に

赴き、其の形勢を視察し、其の新知識を取得し、以て大いに爲す所あらんと欲したものであらう。彼は實に機を見るに敏なる漢であつた。凡そ出足の迅速なるは、當時の群雄中、彼を以て第一人とせねばならぬ。

【四七】 高杉、伊藤洋行の企 (二)

高杉總督
に推さる

尙ほ高杉、伊藤洋行を企てたる一件に付ては、伊藤其人は斯く語りてゐる。
到頭政府を又顛覆して仕舞うて、椋梨藤太などが、今度は逆様に首を斬られた。それから同志のものが残らず山口へ集つて來た。處で彼書付はどうなつたか知らぬが、回復なんとか(これは高杉の起転したる回復私議を斥す)云ふ名を付けた檄文を、高杉が書いた。吾輩も大分書いて清書をしたと思うて居る。それから前原も来て居る。井上も来て居り、又諸隊が皆な纏まつたから、誰か總

督が出来なければならぬが、自づと高杉が推されて、總督となるべき譯になつた。

此れは當然であり、又た必然の勢であつたらう。

さうすると一日高杉が妙な男で、范蠡が勾踐は艱難は共にすべき人であるが、富貴は共にすべからざる人であると云ふことを言つた。總て人と云ふものは、艱難は共にすることが出来るが、富貴は共に出来ぬ。どうか外國へでも出たいと思ふが、君一緒に行つて呉れぬか。それは宜からう。それでは今はれが漏れてはならぬ。兵隊などに漏れると大變であるから、是れは井上と前原だけに諦らうと云ふので、密かに兩人に相談した。又あの世話は、お前等がやつて呉れと云ふので、兩人共承知して呉れた。そこで井上や前原が心配をして、金を三千兩拵へて呉れた。

斯くの如く旅費も出来たのだ。

是れで宜い。行ふと云ふことで、それから馬關へ遠乗をすると云ふことにし

て、二人でヅーと馬關へ来て、戦争をした揚句だから、暫時遊んで行ふと云ふことで、高杉と二人で馬關の網興と云ふ別荘がある。其所へ這入つて居つた。さうすると野村靖が何時でもヤア／＼言つて出る男だが、やつて来て、どうも今日お前達が外へ出るなど、云ふのは、怪しからぬ。是れから跡は容易ならぬと云ふやうなことを色々言ふた。

野村の説も、一理ありだ。

高杉は相手にならぬものだから、吾輩に向つて言ふ。どうしても肯かれなければ、腹を切らなければならぬと言ひ出した。高杉はどう思ふたか、眠つたと思ふて居たら、眠らずに居つたと見えて、起つて来て、君腹を切るなら、乃公が介錯してやらうと云ふやうなことで、始末が付かぬやうになつた所で、野村が己れも連れて行つて呉れと云ふやうなことを言ひ出した。到頭言ひじらけて其話は止つて仕舞つたが、其の中に井上が又出て来て、到底是れでは不可ん。却て兵などは驕つたり、何かして始末が付かぬと云ふやうなことを歎いて出

で來たが。

戦捷後の兵は、概ね驕るものだ。

兩入長崎
に至る

引長崎より

それから直きに長崎へ高杉と二人で行て、長崎から洋行する積りで、長崎にグラバが居たから、其所へ行て外國船に乗て向ふへ行きさへすれば宜いからと頼み込んだ。其時に副領事であつたか通辯であつたか、横濱にラウダと云ふ男が居つた。此れも來て居つて、其家に二人が居つて、英語の稽古などをして居つた。さうするとラウダと云ふ男が、外國人連中と相談をして、足下等は、今日洋行すべき時機ではない。寧そのこと長州が獨立して、馬關に港を開いてはどうだ。今度英吉利からパークスと云ふ公使が来る。是れは傑い男で、外國の信用も厚いから、此れと商議をして、馬關に外港を開いてはどうか。それは面白い話だと云ふことで、それから皆んなが寄て、パークスへ遣る書面を作らうと云ふことで、外國人連中が書面を揃へたりして、もう一遍歸つて、爾んな事を謀つて見やうと云ふ考になつて、高杉と二人で歸つた。(防長回天)

史

惟ふに高杉は豫て馬關開港説を持した一人(參照四六)なれば、固より異存のある可き筈なく、此の如くして此の洋行は中止せられた。

【四八】高杉と山縣

利害外の勝

元來正義派の快勝は、當人等に取りても實は意外であつたらう。それには山縣有朋の親から語れる、左の一項を以て、證とするに足る。

初め正月八日、九日(元治二年即ち慶應元年の頃)予(山縣)が大田に在しきとき、土藩の石川清之助(中岡慎太郎)は、三條公の内命を帶びて、萩に至り、歸路大田の本營に一泊す。予は敵情を尋ねしに、途上追討兵の充満せると、明木驛に其本陣を置きし等の事を談話せり。然るに翌日早天敵兵來襲の報を得たれば、勿々

握手に及ばずして別れたり。是に至て石川は復た森寺大和守と共に筑前より三條公の使命を以て、再び山口に赴くの途に於て、予を吉田陣營に訪ひ、相共に手を執て、其恙無きを喜べり。石川は今回諸隊の戰捷を賀し、且つ曰く曩きに明木にて追討軍の群集せるを見しときには、口にこそ出さね、諸隊如何に銳利なりとて、述も此の多勢に敵し得べしとは思料せざりしに、今日遂に其目的を達せられ、君等が報國の精神を貫徹せられたること、獨り防長二州の幸福のみならず、實に國家の大幸と謂ふべきなりと、喜極りて涙下れり。〔懷舊記事〕

高杉馬關開港計畫
山縣奇兵隊を離る
在つた。

如何にも其通りであつたらう。斯る次第にて、高杉は洋行を思ひ立つたが、前記の如く、英商グラバ、英國副領事ラウダの兩人に説かれ、同行の伊藤と共に、再び馬關に歸來した。而して馬關開港の爲めに、計畫する所あつた。山縣も一時は何か氣に喰はぬ事でもあつたものか、奇兵隊と離れて、福田俠平と與に、三田尻に在つた。

慶應元年乙丑の春、繪堂及び大田の戦に、俗論黨の軍兵を敗走せしめ、國論を恢復し、山口に進軍せし後、遂に萩城に逼りたるに、俗論黨の政吏は狼狽して、石州に脱走したれば、正論黨を以て、政府を組織することとはなれり。されど其後ち世の中の事ども、なげかはしくて、いさゝか思ひ立ちたることのありければ、

羊のみ群る世こそうたてけれ虎臥す野邊に我は行かまし

又た曰く、

同年四月二州の要地に、諸隊を配備せられ、奇兵隊は馬關防備として吉田驛に轉營することと爲りたれど、予は故ありて、福田悠々と三田尻に住みけり。その頃

藻鹽焼くまりふの浦のかたほとり、かりのすまひもからき世の中
惟ふに山縣其人も、何か不平があつたものと察せらるゝ。

但だ此處に高杉と山縣に就て、聊か一言する必要がある。高杉は奇才と云はん

よりは寧ろ天才だ。其の創見奇想は、作爲を須たず、思索を要せず、機に臨み、變に應じて、泉の湧くが如く湧き出でた。而して其眼光の聰なるばかりでなく、其の視野も闊達であつた。此點に於ては防長二州の人物中、高杉に及ぶもの無く、云はゞ文武の全材と云ふも、過當では無かつた。然も彼は動的の人物にして、靜的の人物ではなかつた。持重、耐久、堅忍不拔は、彼の長所ではなかつた。彼は云はゞ夏雲多奇峰^{（かげ）}的の人物にして、冬嶺秀孤松^{（こくそう）}的の人物では無かつた。極言すれば、彼は應變の人物にして、守恒の人物では無かつた。

斯^{（シテ）}山縣の長^{（シヤク）}に反して、山縣は一步一步踏み占めつゝ行くを主とし、天馬空を行くの概なきも、牛歩遲々、千里を致すの氣魄を持した。惟ふに當時に於ける高杉の心中を語らば、彼は伊藤を愛し、井上を信じ、而して山縣を畏れたであらう。高杉の眼中からすれば、山縣は隱然一敵國であつた。それは彼れ山縣は高杉の凡有る長所に於て短所であつたにせよ、高杉の短所に對しては、其の若干の長所を持つてゐたからだ。山縣は決して高杉の弟分でなく、兒分でもなく、云はゞ、對立してゐた。

た。山縣は高杉の才の美に比して、甚だ見すばらしきものであつたが、然も其中に高杉と雖も、如何ともす可からざる或物を藏してゐた。

第九章 長州再征の決定

【四九】長州再征の妄斷

幕府瓦解
の拍車

所謂る第二の長州征伐は、幕府の自殺的行動の一だ。重なる一だ。此の一事にて、殆んど幕府の最後の運命は定つた。固より幕府の瓦解は大勢の如何とも不可からざるものであつたが、然も此の大勢に拍車を掛け、之を促進せしめたのは、第二の長州征伐であつた。所謂る庸人國を誤るとは、正しく此事であらう。庸人とは申す迄もなく、當時の幕吏である。

抑も幕府側では、概ね征長總督徳川慶勝の、長州に對する措置に不満であつた、何れも手緩しと考へた。此れでは長州を懲らすに足らないと考へた。此れでは幕府の威信を立つるに充分ならずと考へた。此れでは蛇の生ま殺しであると考へた。此れでは全く薩の西郷吉之助等の指金通りに行はれ、幕府の所志は、一

案江毛
戸利父子
招致

も實行せられなかつたと考へた。從つて之れは新たに蒔き直す必要がありと考へた者も少く無かつた。

幕府では先づ毛利大膳父子を江戸に召致せしめ、江戸に於て存分に其の處分を爲し、之を以て幕府の威信を立つるの試金石と爲さんと欲し、頻りにその爲めに焦慮した。然も徳川慶勝は、當初から之を賛成しなかつた。幕府の使者塚原但馬守、御手洗幹一郎は、三月六日江戸を發し、二十二日大阪に至つたが、上方の形勢は、中々毛利父子の江戸召致が出來さうに無かつた。二使は上京して、尾張前大納言——徳川慶勝——に見えて、毛利父子召致の一件を語らんとしたが、前大納言は、既に歸藩の後であつたから、空しく大阪へ還つた。

されば此上恃みとするは、藝州藩と、毛利父子召致の傳令護送の役目を命ぜられたる龍野、宇和島、大洲の三藩であつたが、藝州は當初から之を賛成せず。三藩亦た其事の容易に行はれざるを見て、逡巡の色あり。互ひに申合せて、塚原等に其旨を告げ、空しく京阪の間に滯留して、其の事情を幕府に報じた。然も幕府で

長州再征

は尾州藩の出兵如何に關せず、龍野、宇和島、大洲三藩の兵を率ゐて、其事に當らしめんとしたが、三藩は固より其事に當るを欲せず、密かに相ひ諭りて、各々四月上旬幕府に向つて、毛利父子の召致の如き、到底區々小藩の力の能くする所でない。寧ろ將軍の上阪を待つて大計を定めんに、若かずと云うた。即ち體善き辭柄を作爲して、其の責任を遁れたものだ。

然るに幕府では既に三月二十九日、左の如き達書を出してゐる。

先達而御上坂之儀、被仰出も有之候處、方今長防之形勢、全鎮靜とも不相聞、既に激徒再發之趣に有之候。於京師も、深被惱震襟被仰進候儀も有之、且先達而塚原但馬守、御手洗幹一郎被差遣候御趣意、若相背候は、急速御進發被遊候間、御日限被仰出候節は、聊御差支無之様可致旨被仰出候。

此れでは明々に長州再征を中外に宣布したるものだ。何となれば塚原、御手洗の使命たる毛利大膳父子を、江戸に召致する事は出來ない相談であるは、當初から判りきつたことであるからだ。

前記の如く、藝州藩の意見は、三月二十八日付にて、松平安藝守の名もて差し出たる、左の一書が分明に之を語りてゐる。

此度毛利大膳父子江戸表え被召寄候儀に付、御達之趣、退而愚考仕候處、昨冬以來官軍之御威武を以、罪魁并參謀之徒等、處嚴科、只管謝罪之運びに相成上は、長防二州民心之企望も、大意推知仕候處、御所置振行違ひ、是迄之御手續に反し候杯と異念を生じ申間敷とも難申上奉存候。萬一此度之一事に付、最前之御運び合無詮事に相成候ては、皇國之騒亂にも可移行哉と、深く奉案煩候。右等之情態は、素より御廟算も被爲在候御儀とは奉存候得共、猶當節之國情も得と御洞察被爲在度奉存候。前文之次第に御座候間、吉川監物其外御呼出し等之儀、不束之家來共取扱仕儀は、中々可難行届と苦心罷在候。却て御武威を損じ候様之儀仕候ては、重々奉恐入候間、別書御受申上候趣は御座候得ども、其期に至り無餘儀御斷申上候品も可有御座歟。其段は下地御含置被下候様仕度、此段申上候。以上。

三月廿八日

松 平 安 藝 守

此の如く藝州では、固より毛利父子江戸召致其事には不賛成であつた。

再征論の起りし事由

長防再討進發の事は、尾州老公の處置を是とせざるに初たりと云が如くなれども、尾老公專斷に出たる譯にてはなく、幕閣よりも内調ありてのことなり。其内調の出るは何故なりやと云に、京都よりも其響きあり。諸侯にても寛大的處置と云内告の結果なりし。然るに再進發となりしは、會藩尤申告せしには相違なきも、幕僚に於て一種の再討進發を主張せりと云。其説如何と云に、抑近古幕府の威嚴の衰へたるは、軟弱の士にて其實力なし。故に京都の過激黨なり、又攘夷黨なり、諸侯にも命令違背の姿あるは、畢竟幕府の武威なきが故なり。長州は禁闇え發砲、軍令狀の表にても、眞の朝敵なれば、是を征伐するは、全國異議あるもの有まじ。又内實異議あるも、其基源朝廷と云立派なる名のあれば、是を討つに難からざるべし。薩州の如きも、表面佐幕、公武御一和と云と雖、後に至り是又油斷のなりがたき次第、旁長州を征伐して幕命

に隨がわしむれば、是武威にて徳川氏の元氣回復し、京都なり、諸侯なり、命の儀にて開國も又思ひの儀、夫が中に一種猶此說を盛ならしめたるは、近來國庫缺乏なれば、長防二州を亡し、其得る處不レ少と云こともありしとの内議尤盛なりし。然るに一橋公には、是の說と反對にて、長防再討の舉の不合理的なる事、親しく京都にあられて見聞なされしことあれば、反對說を唱られしに、遂には如レ斯再征の徳氏(マ)にとりては、野雉鼎に鳴き再盛のいと見易きをも妨げらるゝは、一橋公も又幕府の仇なりと云迄に至れり。此頃閑老の中にありても、其說二つに分れ、牧野備前守、諏訪因幡守の如きは、再征の不合理的なる事を極論せしも、是に同意を表する者なし。〔朝比奈閑水手記〕

【五〇】將軍進發の期日を定む

幕府見くび
幕府尾張
書家へ達

幕府は長州が其の三家老に切腹せしめ、其の參謀者等を斬首し、罪を征長總督

の軍門に謝したるを見て、與みし易しと妄想し、毛利父子を江戸に召致せんと

し、若しそれが行はれざれば、それを口實として、再征せんと決心し、蚤くも其旨を中外に宣布したるは、既記の通りだ。〔参照 四九〕

幕府は更らに四月十一日左の旨を、尾張前大納言に達した。

毛利大膳父子當地(江戸)へ被召寄候儀に付、再三被仰立之趣、達御聽候處、當今之長防之形勢鎮靜共不相聞、激徒再發之趣にも有之、彼是御配慮被遊、御進發之儀被仰出候程之御事に付、いづれにも最前及御達候通、御心得被成候様被

仰出候事。

此れにて如何に尾張前大納言が、毛利父子江戸召致に異議を申立てたるかと判知る、而して幕府が其の意見を採用せざりしかば判知る。彼は如上の令達に對し、四月三十日左の答書を上つてゐる。

毛利大膳父子江戸表え被召寄候儀に付、再三申上候趣達御聽(御聽とは將軍の耳に入ること)猶又被仰出候趣、奉承知候。右は長防鎮靜之儀は、兼て申上候通に御座候。付ては其後心得違之者、暫暴動之所業御座候趣相聞候處、大膳父

子並末藩中において專鎮靜仕、既に隣境諸家之内、右暴動に付、再封域へ指出候固人數も、先達て引揚候由に御座候。是等之趣も篤と御照察被爲在候様仕度、尤鎮靜方之儀に付ては、三末藩並吉川監物、大膳家老之者へ度々申渡置候段は、先達て申上候通に御座候間、此上萬一心得違之者どもも御座候は、鎮壓方被爲仰渡可然儀と奉存候。併追々申上候主意見込を行違居候ては、奉恐入候付、副將松平越前守始討手諸藩之見込をも御尋相成候様仕度、此御一舉は、實に天下治亂之分際にて、誠以不容易御大事と可相成と、深く心痛仕候間、御進發被仰出候上之御儀には御座候へ共、猶厚御評議御座候様仕度、愚衷之趣、幾應も申上依て奉懇願候。

四月

此れは如何にも微にして婉なる言葉ではあるが、其の旨趣は固より長州再征に、反対意見であることは分明だ。

再征告手
總督任命

然るに幕府は前記の如く四月十一日、徳川慶勝に向つて、其の意見を採用せず、長州再征の旨を告げ、十二日には徳川玄同に先手總督たる可き命を下し、紀州藩主徳川茂承を、其の副將とした。玄同は慶勝の實弟だ（慶勝は松平義建長子、玄同は義建の五男、茂徳と稱し、慶勝隱居に際し、中繼養子となつたが、後慶勝の實子元千代即ち義宣に譲り、玄同と稱した）、而して四月十八日、左の如く幕閣は、命を所司代に下した。

毛利大膳父子始御征伐之儀、先達塙原但馬守、御手洗幹一郎を以て被仰遣候御趣意相背候は、急速御進發可被遊旨、先般被仰出候處、未其模様は不相分候へ共、不容易企有之趣に相聞、更に悔悟之體も無之、且從御所被仰出候趣も有之、旁以御征伐被遊旨被仰出候、依之五月十六日御進發被遊旨被仰出候間、得其意傳奏衆へ被相達、一橋殿、松平肥後守並其他之面々、林肥後守、奈良奉行へも可被達候以上。

四月十八日

而して所司代は、四月二十五日付にて、之を武家傳奏へ通達した。

幕府の出

征準備

尙又幕府にては二十日を以て、宇和島藩の任務を免じ、塙原、御手洗二使をして小倉に赴き、其の地方を提警す可きを命じ、二十二日には中國九州の諸侯の參觀者をして、其の發程を猶豫せしめた。而して從來將軍上洛の反對者閣老諫訪因幡守、牧野備前守等は、何れも上方の形勢が、勅命に順ひ、將軍の上洛を必須とする雰圍氣濃厚なるを察し、之を主張し、大老酒井雅樂頭、老中水野和泉守は、之を贊したるが、諫訪、牧野の兩閣老は、之に反對し、幕閣は此の問題に付ては、自から兩派に分れたが、此に於て上洛派が勝を制したる譯合となつたのだ。

將軍上洛
特題幾變

【五一】 將軍進發と朝議

將軍の上洛は、宿題であつた。朝廷よりは勅命もて、將軍を召させ玉うた。將軍も

其旨を發表した。而して又た將軍は毛利大膳父子を江戸に召致し、それぞれ處分を爲し、而して後上洛す可しと云ふこととなり、やがては若し毛利大膳其命を承けざれば、將軍速かに進發す可しと云ふこととなり、今や更らに毛利大膳不容易企ありとの名義を作爲して、進發の事を發表するに到つた。而して將軍が進發の旨を、朝廷に奏上するに先ち、朝廷よりは權中納言武家傳奏飛鳥井雅典が、日光山東照宮二百五十年神忌の法會に、勅使として臨みたる歸途四月二十六日江戸に抵り、二十九日登城して、左の勅命を傳へた。

上洛之事、追々御沙汰被爲在候に付ては、段々其運びに相成候儀には可有之、候得共、緩急に寄、自然天下の安危にも係候筋に付、精々速に用意相整、上洛可有之候事。

兼ては上坂被仰出候得共、御情實不致通徹候ては、其詮も無之儀と深き思召も被爲在候に付、先般より上洛の方被仰出候。尤先以上坂、其上上洛にても、右之邊は可爲勝手事。

然るに幕府が所司代を以て奏上したる〔參照 五〇〕文句によれば、「且御所より被仰進候趣も有之、旁征伐可被有之旨被申出候」と云ひ、又た同じく四月二十五日付別紙には、

將軍進發
奏上の申達

毛利大膳父子、一旦雖及伏罪激徒再發、長防全鎮靜に不至様相聞、此般進發之儀被申出候段、再び被及奏聞候處、御満足被思召候。就ては此程御沙汰之通、神忌濟早々進發有之候様、更被仰出候段及言上候處、則五月十六日進發可有之旨被申出、此段被及奏聞候様、御達可申旨、年寄共より申越候事。

朝議異論とある。如上二通の奏上の文句によれば、將軍は恰も朝廷の御命を承けて、長州再度の征伐に出掛くる如く解せられ、此に於て、朝議にては頗る異論があつた。曰く毛利大膳父子は、既に伏罪したではない乎、不容易企とは、果して何事を斥す乎。悔悟の體も無之と云ふが、伏罪は是れ悔悟では無い乎。從御所被仰進候趣有之、旁御征討被遊候云々とあるが、朝廷よりは未だ御征討の旨仰せ進せられたるでは無い乎。御進發とあるが、朝廷より上阪若しくは上洛の仰せはあつた

が、進發との御沙汰は未だ是有らずではない乎。

此邊段々議論之處、一(一橋)會(會津)桑(桑名)より段々ふつり合に候へ共、何とか進發之處にて、御宥免願度、於幕も色々差支候より個様なる不都合文面、御断申入る。併大樹先登の老中へ、上京の上、御尋被爲在候て御宜敷存る旨返答。且御尋個様都て小事、只大樹進發にても上坂之事故、其大事をさへ不失ば、御宣敷やと存ずる旨。

若個様之儀申遣し候へば、進發は止可申、其邊にて天下治候や、其邊御勘考被爲在候儀ならば、同度旨、三人より申出る。仍歸坐御前へ一同伺候、尤御内々御聽聞、委細御承知故、荒々言上。然る處、一、會桑申居候次第尤に思召、先只今關東申遣し候儀見合と御沙汰被爲在、幸甚々々、仍一同退出、一、會桑へは言上之通被聞召候旨、以武傳御達、一同御請退散之事。

以上は朝彦親王御日記に掲げられたるもの。之を見れば一橋慶喜、松平容保、松平定敬、特に恐らくは中川宮が居中調停遊ばされ、或は釋明し、或は解説し、或は

裁可 渐く進發

一橋等の
釋明

論公中異多し。朝廷に如何に異論多かりしやは、正親町三條實愛の日記に、於小御所下段、殿下（二條關白）、右大臣（德大寺公純）、尹宮、常陸宮、内大臣（近衛忠房）、一條、九條、兩大納言等、併兩役同座、一橋中納言、松平肥後守、同越中守等談合有之、此度大樹上坂、長州征伐之儀に付、議論有之、所存雖申述不被行、痛嘆之至也。

不爲斷然而各退下。

とあれば、之を以て知る可しだ。惟ふに朝廷には薩藩及び尾藩の寛大放任説が滲入しつゝあつたものと察せらるゝ。

【五二】朝議の内報

山階宮春

尙ほ四月二十八日小御所會議の事情は、山階宮より松平春嶽への答書が能く

其の事情を盡してゐる。

（前略）又御密書中長州云々、是は全く柳營中に謀臣有之、天意と幕議打合、品能潤色の布告と被窺候。此事殿下（二條關白）御不審も有之、一會、桑へ内外御專問候處、三侯（一橋、會津、桑名）より申上候旨は、只今彼是と幕議を御難問被爲在候而は、忽上坂も上洛も斷然ヤメに相成候。左候ては、天下不可救形勢に相成候間、何卒以御憐愍、只今は何様江戸役人共失禮之書面さし上候共御貪著無之、上坂之上老中被召候歟、大樹上洛も候はゞ、尙又親しく萬々御尋問之上、寛仁之天慈被示候方可然。何分江戸狐疑深く、何ぞアレカシ、上洛も上坂もヤメに致度が大小吏之見込故、其術に不陥、目出度大樹公さへ上坂上洛候はゞ、公武御合體、皇國基本可相立と申が、一會、桑之諫奏に而候。其邊は御賢察可給候。

如何にも要領を得てゐる。

又上坂と不稱、長州征伐に親發との運は、於江戸上洛と運候ては、御供可致と

内安
一橋等の

申臣一人も無之（原註 旗下普代之心可レ知）供人無之ては上坂も上洛も不出來、無據長州ノヽと陣觸れに相成候へば、群臣我モノヽと御供願出候由。實々は大樹公西國迄も、出陣は有間敷、城、攝、播之中に在陣、萬事は謀臣處置に可相成候得共、只々臣下之氣に入候運になくては行れず、無據此度之公命に抵ると、於禁中一會、桑内奏候。

これは一橋慶喜や、松平容保、同定敬等が、禁中に於ての解説、釋明の次第。
尤尾州前亞相奏聞之云々、薩人周旋云々之事、殿下、近衛父子以下、一同兩役邊も左のみ異論は無候得共、何分會津より尹宮へ長州之一條、何か六個敷ノヽ申上、尹宮御心配之處へ、肥後之臣某、久留目之臣某、土州之臣某、尾前、薩越、其他をもいろいろ密々申上候より、尾心配も、大島吉之助之盡力も、水之泡と相成候。

兩宮漸次 懸隔

此れは會津藩士、肥後、久留米、土州藩士が、中川宮へ種々吹き込み、其爲めに尾張前大納言徳川慶勝や、薩藩西郷吉之助の苦心も水泡に歸したとの意味だ。此れ

にて見れば山階宮は寧ろ薩に近く、中川宮は會津に近く、兩宮の御立場も漸次懸隔しつゝある模様が判知る。

又西洋船之風聞も甚しく、上坂に付流言も有之候より、外藩又親譜代の大侯にても、天朝より被召、京師警衛御依頼可被遊様之御内談も候處、一會、桑より奏聞は、外藩は勿論、親藩譜代たりとも多人數召入られ候はば、乍ち江戸狐疑之病に打附、上坂も上洛もやめに相成候間、異船參候共、長人逆よせに致し候共、總督、守護職、所司代にて引請、御警衛申上候間、必々大侯被召候事は、御延引願ふと申奏に有之候。御察可給候。

これは兵庫開港問題に付、外艦攝海に闖入の危虞あり。その爲め朝廷にては、警衛の爲めに、大大名の力を假らんと思召し玉ふが、一橋、會、桑にて、一切御引受け、決して御心配を掛けないから、此事丈は御免を被ると申し出たのことだ。
一體貴卿（春嶽）御在京時分とは京師之形勢、餘程餘程六ヶ敷相成候。表は靜謐之様にて、實は凶氣甚敷、此邊之味、中々筆紙に難盡、御腹心之老臣晃へ面談被

命候は可申入候。尤在京之老臣智臣より可申入定て詳悉御承知とは存候。任御心易赤心申入候。(下略)

これは五月七日付であるが、其の書中の大半は四月二十八日小御所會議の内報だ。

惟ふに京都に於ける一橋、會、桑の立場も、實に同情す可きものがあつた。一方では薩藩の手入れがあり、他方には江戸幕吏の猜疑心、反撥心あり。彼等は恰も板挟の姿であつた。斯る場合に内外に應酬して、其宜しきを得んことは決して尋常の苦心では無かつた。

頤再肥
和先鋒の
役

【五三】長州再征可否(一)

再度の長州征伐には、幕府以外には誰も熱心に之を賛成する者は無かつた。但

だ四月十一日在肥後細川越中守家臣青地源太左衛門が、左の如き書を幕府に呈したるが、先づ異例の一と云ふ可きであらう。

今度御進發被仰出候に付ては、於國元越中守承知仕候は、不取敢御先鋒相勤申度段奉願候にて可有御座候。尤御進發の上は、御沙汰の筋も可被爲在奉恐察候得共、國元の儀は、遠隔の事故、往復手間取候ては、軍期を失し候様成行候ては、甚以殘念次第奉存候。依之何卒此節最前之通、御先鋒被仰付候様有御座度、左候は、越中守面目無此上難有仕合可奉存候。右は越中守承知不仕義に候得共、前文之次第に付、此元限り奉伺、御差圖の趣、國元へ申遣候て、時宜次第、何時も出張差支無之様、兼て覺悟仕居可申奉存候。此段可然様御沙汰可被成下候以上。

而して幕府は之を嘉みし、左の如き別紙を授けた。

細川越中守

今度毛利大膳父子、爲御征伐五月十六日御進發被遊之旨被仰出候に付、申立

之通も有之候間、其方先鋒被仰付候間、可被抽忠勤候事。

世は實に様々である。最早幕府も此迄であると、蚤くも倒幕の方へ轉廻したる薩藩があるかと思へば、其の隣藩の肥後侍には、却て此の如き幕府に忠勤を抽んとする者もある。然も斯る者は極めて少數だ。乃ち御三家の隨一なる尾州は固より反対であり、征長總督であつた徳川慶勝も勿論、乃ち徳川玄同(茂徳)も、四月十三日幕府から、

方今長防の形勢、全く鎮靜とも不相聞候に付、御神忌御法會濟、御進發可被遊旨、被仰出候。依之玄同には御先手總督被仰出候間、被抽忠侯様との上意に候。との沙汰あつたに拘らず、やがて之を辭退した。而して御家門の一なる松平越前守は、五月十日、左の如き反対意見書を提出した。これは固より松平春嶽の意見を代表したるものだ。それは春嶽が、五月二日付にて、中川宮に呈したる一書が能く之を證明してゐる。

謹奉拵一翰候。當今催暑之候に御座候處、先以皇上萬安、奉恐悅候。隨而宮にも

書

官

春嶽

中川

宮

書

倍御安全奉恭賀候。陳ば毛利大膳父子始不容易企有之趣相聞、悔悟之體も無之、且朝命も被爲在、旁以大樹征伐相成、五月十六日關東發向之旨、近日在東之家來共より申越候。右に就ては幕府之親藩之儀にも有之候故、越前守(茂昭)浪華迄出張、大樹待受申度旨於關東申立候處、許容有之、且第一當春從朝廷暫時之休暇を賜り、大樹上坂之節は、再登京之鳳詔も被爲在候事故、今度浪華へ出張之前、一旦登京、伺天機候心得に御座候。此段は兼而乍恐御承知被成下置候様、奉伏願候。

此れは越前守が、大阪にて將軍を待ち受くる以前に、入京して天機を伺ふと云ふこと。

摂又今般大樹征伐之義、於朝廷如何之御見据に被爲在候哉。極密に奉伺候。先づ朝廷の眞意如何と見る。

越前儀も右に付而は殊之外心配、日夜不安寝食罷在候に付、幕府へ別紙之通り、家來共之内、早打にて、關東へ差越、左中迄申立候積にて候。越前守には昨秋

以來之京况も、詳盡仕居候事故、別而爲皇國御案申上候。

副總督として九州に在つた爲め、事情は能く承知してゐる。

一場開亂の恐れ
慶永(春嶽)亦段々之長州事情承候得ば、甚同意にて、憂惱罷在候。兼而從朝廷被仰出候上坂之上、上洛有之、參内之上、叢慮被相伺。大膳父子始、長防二州之處置等有之候義に候得ば、何も異議無之候得共、征伐之爲上坂、夫より長州へ發向之由故、幕府に定算は必可有之とは存候。乍去此一舉よりして天下の亂源を開き、愈被爲惱。宸襟候而は、實に奉恐入、且生靈之塗炭に苦み、宇内之形勢、土崩瓦解と一變可仕哉も難計と、不堪杞憂之至候。於朝廷は、大樹上坂之上、直に登京參内叢慮相伺、萬務御相談之後、寛猛之御處置被爲在度と之勅命、大樹へ被降候御内定にて被爲在候哉、此邊隔境難奉恐察候に付、御案じ申上候間、朝議之所、不苦御儀にも候はゞ、極密仰御示教候。何分上坂之上にて、上洛相成候様仕度奉存候。慶永日夜憂苦之餘り、兼而之御懇命に甘じ奉り、區々之鄙懷奉密奏候。多罪之段は、伏而奉希御海恕候。右之趣不顧忌諱、奉呈下執事候。誠恐誠惶、

頓首々々百拜謹言。

五月二日

尹

宮

下執事

慶

永

二白、向暑之砌、別而爲皇國御自愛奉至念候。頓首。

此れにて松平春嶽の長州再征に對する反対意見は、分明である。彼は朝廷の力もて、之を調節せんことを期望したることが判知る。

幕府長州處分策を難ずる松平慶永狀

(上略) 陳ば防長國內之模様、爾後如何聞込候哉と之御尋問被成下、別段何等之儀も不承候。被仰下候趣にては、過激輩益盛シに相成、政府も一致にて、専ら深溝高壘之計、彌割據之形勢を顯候風聞、誠に以恐縮之次第に御座候。何分幕廷今般之御處置、不レ出至當候節は、政府激徒一同同力一心奉拒候心算之様子に、先般征長歸國之家臣共より

承申候。幕廷にては、大膳父子御呼寄之儀再三之御沙汰にて、大小監察既に長國へ赴候都合、三條以下も同斷之由、尊謚之通、今後之見留於老生^一も無レ之、只々日夜御案事申上候外無御座候。大膳父子并三條以下御呼寄せ之儀は逆も六ヶ敷、彌激徒を煽動して、遂に天下之紛亂を此上に醸成し、天幕之御不都合顯然、皇威幕權にも差譽可レ申哉と不レ堪^二杞憂候。尾張前君之建議至當に可レ有レ之と奉レ存候。(中略)

三月廿七日

謹答一橋黃門公

玉案下

慶

〔續再夢紀事〕

【五四】長州再征可否(二)

白越前家建 上記の所謂る別紙〔參照五三〕、即ち松平越前守の名もて、幕府へ建白したるも

のは、左の通りだ。

晦日(慶應元年四月)毛受鹿之助、幕府に捧呈せらる可き建白書を携帶して、江戸に出發す。此程江戸よりの飛脚到著して、去る十九日大目付より回達ありて、長防戰伐として、五月十五日大樹公進發せらるべき旨の達書、福井に達しけるが、此達書面、不容易企有之趣云々とのみありて、其企たる事實を擧げられざりし故、公大に驚き、扱は無名の軍を起さるゝものか斯くては天下誰ありて其命に赴く可き、實に由々しき大事なりとて、聽て少將公の名を以て、建白案を起草し、毛受をして、捧呈せしめられしなり。

以上は建白書を提出するに到りし順序だ。

今般毛利大膳父子御征伐として御進發被仰出候に付、私儀大坂表に而御待受仕度奉願候處、願之通被仰出難有仕合奉存候。右に付昨秋以來之京況を以及愚考候處、大膳父子降伏謝罪之次第は、尾張前大納言殿より委細被及言上候通りにて、此上大膳父子を始、二州之御仕置、夫々御裁決迄之御儀と相心得

居候處今般之被仰出にては、大膳父子悔悟之體にも無之、其上不容易企達台聽候趣にて亦復御征伐として御進發被仰出候儀、如何之御次第に被爲在候哉、難奉計御座候。

先づ其の理由を問ふ。

階は天下亂動
大兵出動

元來父子之譴責を始、始末嚴重に過ぎ、一同死守之勢と相成候而は、實に不容易事柄にて、天下之御爲不可然に付、父子重疊服罪之處を以、降命相待罷在候條々は前大納言殿より具に被申上置候事に御座候。然る處夫等之筋は、一切御取揚も無之、再發之趣を以、御進發被爲及候御儀、必御定算可被爲在御儀とは奉存候得共、昨年之處は、二百年來、未曾有之御大義も、御威光を以、不及干戈、鎮靜にも可相成委にて、朝野とも漸安堵に歸候處、又々大兵を被動候儀は、必天下之亂階に而、諸大名之困窮、萬民之怨嗟、誠に以不一方事共に而、此上如何成不測之變を可生哉も難計、乍恐御家之御爲にも相成間敷歟と、不堪恐懼奉存候。

以上は正面から、堂々長州再征の不可なるを云ふ。

夫に付尙又種々盡愚考候處、畢竟御上坂之上、速に御上洛、大膳父子を始、二州之御處置、叡慮御伺、公武御合體之御裁決に相成候得ば、不贅于戈、大膳始二州之士民に至る迄、如何様之御譴責をも無異義、甘受可仕は勿論にて、天下之人、心、靖定に至可申は、必然之儀と奉存候。

幕府の獨斷専決でなく、朝議と一體にて、裁決を下さば、長藩も必らずや、之を甘受せむ。

昨年之御機會に候得ば、如何にも迅速御征伐成功之上、御上洛も御至當と奉存候得共、當時勢にては、朝廷よりも先達而以來、每々御上洛之御沙汰も被爲在候哉に奉拜承候得ば、直に大坂より御進發被爲在候而は、御都合如何と奉存候。何御事も叡慮御伺之上ならでは、朝廷之恩召は素より、天下之瞩目と申、防長鎮壓之御運びも如何可相成哉に奉存候。

幕府の獨斷専決では、固より天下の人心を満足せしむるに足らず、況んや長藩

奉萬事親應
裁決の利體

を鎮壓するをやだ。

吳々も御輕舉之御儀不_レ被爲在、尙又再度叛狀之事實、御糺彈之上、朝命を被奉、天下に聲言して、共に御征伐被_レ在候はゞ、御成功之程も、萬萬無疑可_レ爲御儀奉存候。實に此度之儀は、御名義之正否、御家之御興廢にも關係仕至重至大之御儀と奉存候に付、冒_レ萬死奉言上_レ候。尙厚御廟議被成下候様、伏而奉至願候。誠恐誠惶頓首謹言。

四月晦日

松平越前守

化形勢の變
越藩の如きは、初度の長州征伐の際は、寧ろ硬派であつた。禁門の變にては、長藩の兵と、越前の兵は鋒を交へたるばかりでなく、春嶽父子、何れも長州征伐の忽にす可からざるを極論したる程だ。然るに今や此の如し如何に初度の長州征伐と、再度のそれとが相ひ同じからざるや、之を以て知る可しであらう。

第十章 將軍 上 洛

【五五】將軍の江戸進發

幕府の思

長州再征には、外様譜代、親藩御家門の中にも、反對多きに拘らず、幕府の鼻息は頗る荒かつた。松平春嶽は、其の手記「逸事史補」に於て、

再度長州征伐の事を聞くに、於幕府_レは大なる希望ありしよし、長州征伐は卵を壓すが如く、速勝利とのみ存詰候よし。今度の長州征伐を非とするもの、第一薩藩、土藩、其外各藩あり。天下の如斯動亂するは、畢竟薩土を始め、尾州、越前、熊本、肥前、筑前、因州の諸藩なり。幕府の倒るゝを待ちて、帝王のみに勤王を唱へ、甚可惡奴等也。長州征伐彌勝利ならば、追々に薩、土、越、尾、肥前、筑前、因州其外藩々追々討滅するの遠謀ありしよし、是は實事らしく思はれたり。慶永(春嶽)表向は、幕府の待遇厚けれども、内心に至つては油斷ならずと、或人が余に忠

を命じた。玄同は既に將軍と與に上京す可き朝命を受けたれば、閏五月十六日出發上京す可き旨を朝廷に奏した。當時成瀬隼人正は將軍に謁見を許されず、田宮彌太郎(如雲)は幽閉を命ぜられた。そは兩人共に總督徳川慶勝の補佐として、幕府の旨に適はなかつたからだ。十五日彦根に著した偶ま流言あり、膳所藩士異心あり、機を城中の承塵に設け、窃に將軍を殺さんとすと、因て膳所に宿するを止め、二十一日大津に宿を變更した。

【五六】 膳所藩の一件

河瀬太宰の密謀 抑も膳所藩には、正義派の一黨あり、尊攘の説を主張す。彼等が何事を計企せし乎は、分明でないが、同藩士の密告によりて其事が露顯した。

十三日(慶應元年閏五月)膳所藩高坂三郎左衛門なる者、會津藩酒井傳次を、其

の旅寓に訪うて曰く、同藩家老の弟にして、當時聖護院宮の御内の者に養子となり、三井寺に住居する河瀬太宰といふ者あり、長防人と内通し、二三十人の同志者あり。太宰が策略に從ひ、彼徒風姿を變じ、大佛通に潛居し、夜は三井寺に會して密議せり。大將軍不日膳所城に御泊あるべきに、萬一不慮の事起らば、寡君謝するの道なし。願くは貴藩の威力にて、此者を捕縛せられんことを、且此者を亂治あらば、兇謀も分明なるべし。聖護院の西に、樹下と門表を掲ぐるは、其の寓所なりと告ければ、傳次諾して家老田中土佐に内告しけり。肥後守容保は、此事を聞て、當直の兵士に命じて、捕縛せしめんとせしも、太宰は此事をや知りけん、既に逃亡して居らざりけり。

十四日太宰は白川越を經て、江州に逃れんと謀りしも、町與力に捕縛せられけり。太宰妻阿孝は、太宰の捕縛せらると聞くや、諸文書を火中に投じて自害すと云へり。本多主膳正康穂は、大に怒りて其の黨與保田信翁、田川藤之丞、河田權之丞等二十九人を縛して、其の首魁を斬に處せられけり。主膳正は、家老

松村寥齋を黒谷に遣はして、太宰捕拿の勞を謝せられけり。〔七年史〕所謂る膳所藩の騒動の本體は、先づ此邊の事にて、將軍殺害杯は疑心暗鬼であつたかも知れない。

膳所藩主の哀願
廿日本多主膳正康穰は、其の家老本多頼母を遣はし、肥後守容保に哀願して曰く、家臣等長州に通する者あり、事露顯して既に黨與を捕縛し、數名を誅戮せり。然るに此事の爲に嫌疑を生じ、大將軍膳所城の御宿泊を停めらるゝに至れり。主膳正恐懼して、甚だ安からず、願くは御辯解を得て、最初命令の如く膳所に御宿泊あらん事を請願すと、肥後守は其言を憐み、手書を家臣小野權之丞に持たしめ、守山驛に至りて、隨從の閣老阿部豊後守正外に説かしむ。其書に曰く。

一書呈上仕候。向暑の節に御座候處、上様益御機嫌能被遊御座、追々御旅行被遊候段、恐悦之御儀奉存候。次に各様方愈御勇健御供被成候御事と奉恭賀候。陳ば膳所城御泊之義御見合、大津御泊と申事に承知仕候處、右は何等の所よ

り右様相成候哉。膳所藩士取締向有之候ての儀に御座候哉。右等の邊より御見合に相成候ては、此節柄人心の動搖にも關係仕候儀にて、宜しかる間敷と奉存候。且膳所に於ても、十分取締行屆候様子に御座候間、無御懸念御泊城被遊候方かと奉存候。其邊には云々の次第も御座候に付、家臣差越申候間、宜敷御聞取被下候様奉希候。先は右之趣、早々申上度如此御座候、恐々謹言。

松平肥後守

大津宿泊の辯

豊後守は權之丞に諭して曰く、膳所城の御宿泊を、大津驛に代へられたるは、嫌疑の爲ならず。大將軍上洛の即時、御參内の便ならぬによりてなりと稱して、遂に從はざりけり。〔同上〕

此の如く二十歳の青年將軍は、今回の旅行が、やがては死去（慶應二年七月廿日）の永き旅程に上の前程とは、ゆめ知らず、悠々として閏五月二十一日大津に泊し、二十二日には京都に入り、直ちに參内することとなつた。但だ途中膳所の一件は、恐らくは藩内黨争の餘波、此の如き事端を惹起したるものであつたと察

せらるゝ。

【五七】將軍家茂の參内（一）

將軍著京
不滿
京都側の
情狀等の
認定

將軍家茂は、文久三年二月——三月初めて上洛し、同六月江戸に還つた。元治元年正月海路大阪に赴き、再度の上洛をした。而して五月大阪より海路江戸に還つた。今回は實に三回目の上洛だ。彼は慶應元年閏五月二十二日午前七時過ぎ大津を發し、午後一時比京都施藥院に著し、夜九つ時比御色めき、御所御車寄に罷出居、翌朝六つ時過、御退散被遊、六つ半時前、御著城相成申候」とあれば、彼は御所にて徹夜したことが判知る。

元來京都では江戸の措置に就て、甚だ不満であつた。従つて將軍の上洛を待つて、之を詰責せんとするの意氣込があつた。そは幕府が將軍上洛の勅命を奉せ

ずして、再び長州征伐の師を興し、將軍の進發を、天下に宣布したるを咎め、二條關白、近衛内府等主として長州再征の名なきを以て、相謀り、將軍參内の日を以て、防長の事たる、將軍滯京して、審議の後、公平の處置を定めて、之を奏上すべく、征伐は大事なり、輕舉す可からずとの宸翰を下賜あらせらる可きことに定め、一橋慶喜、松平肥後守、松平越中守を朝に召して、此旨を告げたが、松平肥後守は極力辯疏し、將軍參内の日には、是等の事なからんことを冀ひ、慶喜、越中守亦之に和し、惱請數日に涉り、二條關白の意稍々釋け、宸翰を勅語に、滯京を滯阪に改むることを允すこととなつた。而して參内の模様は、朝彦親王御日記が、能く之を語りてゐる。

閏五月廿二日乙酉午半頃、一同出仕。申半（午後五時頃）大樹參内、於小御所御對面、於常御所天盃頂戴、子刻（午夜）時分於御小座敷御對面、去年來之儀、色々と御嘶被爲在候个條勅語。

一 爲天下國家其方先祖厚致盡力、二百有餘年之太平を開候。今其方代に當、

國家如何之形勢、仍致勘考、天下太平に至らしむるの策、急度可致施行之事。

一 防長之所置、遂衆議言上之事。

一 滯阪可有之、無左ば諸藩人心折合兼、諸説まちく、且其内離間説、去年來も種々相生、併先此度上京に相成、天下幸、仍此度之滯阪、天下之爲、公武一途之政に可取計、其邊勘辨之事。

一 玄同（尾張中隱居）以下、且一（一橋慶喜）、會、桑等へも、總て談候様之事。以上勅語の次第だ。之を見ても朝廷の御意は、必らずしも長州再征御是認でなきことが判知る。

一 親王御對面之事、尤奥座之上へ親王、大樹は其次也。關白、予（中川宮）東之座西面將軍西之座、東面に候也。於御前茶菓賜之。

此處に親王とあるは、祐宮、即ち他日の明治天皇で在せらる、當時御齡十四歳、將軍よりは六歳の幼者に在した。

一 右府（徳大寺公純）以下、寅半頃（午前三時）退下、次に將軍退出之事。

太刀獻上

一 卯上刻（午前六時）願御前關白、予（中川宮）兩人也。御前伺公之内、天明に相成候事。關白、予兩人卯半刻（午前七時）頃退出候事。

一 今日將軍參内に付、太刀馬代白銀二百枚、獻上之事。尤太刀は俗に獻上太刀と申者也。

一 親王、准后へは、於禁中傳奏へ御機嫌伺申入、別段參上無之事。

一 今日大樹へ兩役立合にて、於小御所下段御達、山陵修復成功に付、御賞として秀忠、家光神號可賜との御内意、然所長征後迄、御猶豫願之旨、御承知之事、尤書面被渡候事。

一 先日來之書面類、總て御止め、勅語ならば御宣敷、吳々も御書取被出候事は不宜、一會、桑より極内々願、仍て止に相成候事。

最後の一節は、前にも記したる通りにて、一橋慶喜、松平容保、同定敬の尤も力を盡して懇請したる結果として見る可きものだ。

親王御對

【五八】將軍家茂の參内 (二)

勅語降下
一件

抑も將軍參内に就て、勅語下賜の一件は、朝幕の間に於ける、尤も重要な問題であつた。其の概略は前記の通り〔参照 五七〕であるが、尙ほ其の消息に就ては、續再夢紀事の所記に付て、能く之を領會することが出来る。

内府關白
内府殿(内大臣忠房)に拜謁して、此程大樹公參内せられし時の實況を伺ひしに、内府殿、去十七日拙官關白殿(三條齊敷)の許に至り、今度大樹公長防征伐として、進發すとの事なれど、去年禁門に對して發砲せし罪は、長人等已に悔悟して、尾張總督へ謝罪を申出たれば、此上は毛利家の父子に相當の罰を命ぜらるゝの一段にて、全く其局を結ぶべきなり。

如何にも尤の言。

然るに此節更に征伐すべしとは、如何なる詮議に出しもの歟、甚不審也。され

ば大樹公近々上著の上は、右詮議の次第を糺され、且仰下さるゝ旨もなかるべからず。故に上著に先だち、其糺さるべき廉々、仰下さるべき廉々を、豫じめ議定せられ然るべしと申し、に、殿下(三條關白)、其事は拙官も不審に存せし故、此程松平伯耆守に承はり試みしが、今般の舉は、阿部豊後守専ら負擔し居れば、豊後守上京の上ならでは、何事も申上難しと答へ、今日は如何にとも致し方なければ、大樹公上著の上と存じ居る事也とありし故。

以上は二條關白の所言。

尙又大樹公上著の上にては、最早其機に後れて、御糺の事も仰下さるゝ事もなされ方あらざるべしと申立しかば、殿下御同意ありて、夫より反覆評議の末、大樹公參内の際、宸翰を以て、防長處置は、滯京して評議を遂げ、公平無私の處置振を言上すべく、又征伐は國家の大事なれば、輕舉すべからずとの御主意を、仰下さるゝ事に内決し、

此の如く朝議は、一應内決した。

一對會津藩の反

摂翌十八日、一、會、桑に參内仰出され、其議を下されしに、會津は今般將軍の上坂する事になりしは、専ら長防征伐の爲也。然るに滯京云々、又は輕舉すべからずなど仰降されては、恰も其舉を停止せらるゝに異ならず。扱は此度の幕議に對し、大なる齟齬なれば、幕吏等如何なる疎暴の事を申上まじきにあらず。

これが會津の反対したる一の理由。

然のみならず、今度進發ある事になりしは、過般來一、會、桑等より、屢建言に及びし故也。然るに上著の際、直ちにさる事を仰下されては、一、會、桑等は、將軍を誑かして、誘ひ出せし筋に當り、甚迷惑也。

これが他の理由。

會津の説も、彼等の立場から見れば、尤も至極のことだ。されば參内の際、何事なく御濟しある様願ひたし。尤大樹下坂の上は、一、會、桑交るゝ大坂に赴き、征長の舉は、公武御合體諸侯同意にあらざれば行はれ

ずとの主意を説き、必ず輕舉に至らざる様周旋すべしと申し、かど。以上は會津の所説。

殿下(ニ條闇白)は、一、會、桑の迷惑も察し入る事なれど、今般の事は、天下の大事故にて、已に宸翰をも降さる可きに内決せられたる程の事なるを、一、會、桑が迷惑すればとて、輕々しく動かさるべきにあらずとありて、其日は各退散となりしが、會津は尙不服にて、引續き十九日、廿日の兩日間、頻りに殿下に迫りて請願し、終に宸翰を勅語に改め、又滯京を滯坂に換へらるるに定まりたり。此れにて前記の次第は分明となつた。元來會津其者は、長州再征の張本でなければ、少くとも其の一味であつた。而して朝廷には薩摩や、徳川慶勝の意見が浸潤して、長州再征には寧ろ氣が進まなかつた。されば此の問題には、正面衝突と云はざるまでも、本來十分なる決済は出來てゐなかつた。

滯京滯坂
に變す

朝氣薄し
朝廷再征

【五九】 將軍家茂の參内 (三)

勅語見合

近衛内大臣忠房の語る所は、尙ほ下につく。

斯くて廿二日(慶應元年閏五月)大樹公上著、即日參内ありしが、儀式の爲め大に時間を費し、翌廿三日曉に至りても、尙勅語を降されざりしかば、會津は更に殿下(二條關白齊敷)に謁して、只今閣老に面會せしに、今日の御參内には、何かむつかしき事を仰出さるべしと懸念せしに、今以て何事をも仰出されず。最早時間も過ぬれば、此上はむつかしき事などの仰出されはあらざるべしとて、殊の外歡び居たり。されば此際例の勅語などを出され、夫が爲め過日申上し如く、萬一疎暴なる事を申上る様にては、甚よろしからざれば、今日の處は、勅語を御見合ある様にと願ひ、此時も彼(二橋)、會、桑交るゝ大坂に赴き、説得すべし云々と申しけるが。

これは専ら松平容保が、二條關白に語りしところを傳へたるもの。

勅語降下

殿下(二條關白)天下の重事を扱ふに、何とて閣老の顔色によりて左右する事のあるべき。されば已に決定せし事は、動かすまじきなりと答へられ、遂に勅語は降されしに。

此の勅語は既記の如し。(参照 五七)

閣老阿部豊後守、果して朝廷よりの仰出されとあれば、何事をも御請は仕るべけれど、扱は萬機御委任とありし御主意に適はず、いよく今日の仰出されを奉すべしとの御事ならば、御委任の廉を、御取消なされ、然る上今後天下の政務、渾べて朝廷より仰出さるゝ事に遊ばされたしなど、殊の外むつかしき事を申出、容易く其局を結ばざりし故。

以上は閣老阿部正外の抗議を傳へたるもの。

止を得ず、勅語の御書付を、殿下の御手許に引揚らるゝ事になり、如何にも口惜き次第なりし。

これが最後の段落だ。

勅語書付

會津に周
旋命令

借此事畢りて後、殿下會津を召れ、過日來將軍下坂の上は、一會、桑交るゝ大坂に赴き、云々說得すべしと申立しが、已に勅語を引揚ぐるに至れる上は、宜しく下坂して、周旋あるべしと仰られしに、會津、周旋は仕るべけれど、今日の暴勢にては、行届くべしや否、保證仕り難しと申上たり。是は意外の事なりしと仰られき。

關老鼻息

右は二條齊敬と、松平容保との對話を、近衛忠房によりて傳へたるもの。之を見れば當時閣老の鼻息の如何に荒かつたかと想像せらる。彼等は其の眼中に長防なし。況んや朝廷をやとでも、口には申さぬが、心には考へてゐたらしく察せらるゝ。又た山階宮が、松平慶永(春嶽)に與へられたる御書翰中にも、

旗本の鼻

大體大樹公參内之節不苦云々は、勅命も、關白殿之命も出候内定に候處、一會、桑より何分何官武御直談は不宜、自然老中以下失敬之勅答申上候節は、公武是限と相成候哉。此邊深心痛仕候に付、何卒何卒一切無御沙汰三人へ御任せに相成候様仕度、御任せに相成候上は、十分之盡力、御一和邊は勿論、天心に

被爲叶候様忠仕致し度と申事に候。扱三人下坂、桑名は在京に相成、一會下坂城中にて種々論判囂々然之由、何分何分大名よりは旗本邊、無二念幕威之涼然たるを歎き、老中邊之深謀遠慮も不顧、強勢之事而已主張致候由(下略)

此れにて見れば、旗下の鼻息は、猶更荒らかつたことが察せられる。尙將軍の閑

五月二十二日差出したる言上書は左の如し。

毛利大膳儀、昨年尾張前大納言迄悔悟伏罪之趣申出候處、其後激徒再發に及び、加之私に家來外國へ相渡、大砲小銃等之兵器多々取調、其上密商等如何之所業確證も有之候に付、進發仕候事。

此れが所謂る「不容易企」の注脚と見る可きものであらう。而して將軍家茂は、實麗卿記に、「廿三日大樹公今夜二條城止宿、明日發途の旨、從『武家有達』とあれば、二十四日下坂の途に就いたことが判知る。」

斯くて將軍家茂は、二十四日二條城を發し、伏見に一泊、二十五日船にて伏見よ

り大阪に赴き、大阪城に入つた。而して遂ひに此の城中が、彼の二十一歳を一期

會津に周
旋命令

將軍大阪

第十章 五九 將軍家茂の參内(三)

二五七

として、終焉の地とならんとは、彼も人も固より夢想だにせざる所であつたらう。

將軍家茂は、閏五月二十三日の朝禁中より退出、二條城に入り、此處にて、長藩處分に就き評定した。阿部豊後守、松平伯耆守、松前伊豆守、松平周防守等の諸閣老は、何れも最硬派にして、豊後守は毛利大膳父子を死罪とし、領地を削小して、其の家名だけを相續せしむ可しとの意見であつた。一橋慶喜は藩主大膳を助命し、世子の長門を死罪とするの意見、而して松平容保は曰く、禁闈に發砲する、其罪極めて重し、死罪、減地固より當然の事。然も亦た宜しく周邊の事情を尋酌せねばならぬ。肥後、土佐、久留米等、何れも長防の措置は、幕府御一任との意見だ。然

【六〇】幕府側と毛利側

も彼等は父子を助命し、領國の半或は三分の一を削る可しと云ふ。若し此際幕府が嚴命を下し、それを不是とする大名あらば、併せてそれをも討伐せねばならず、此れは幕府の威力を以てしても能くする所ではあるまいと。

を示す意氣

而して當日は遂に何とも其の評定は纏らなかつた。斯くて二十四日は將軍

二條城を發し、陣羽織を著し、陣笠を戴き、馬鞍に跨り、金扇の馬標を樹て、威風凜凜として伏見に向つた。乃ち進發の意氣を示したのだ。而して二十五日川船にて伏見より大阪へ下り、大阪城へ入りたる次第は、既記の通りだ。〔參照五九〕

毛利氏の

幕府側では、長藩處分案が未だ決定せざるに先ち、蚤くも再征を宣し、然も將軍は既に大阪城まで進發した。而して毛利側では、既に武備恭順に藩是を一定し、内は軍備を充實して、四境の敵に當るの決心をなし、外に恭順を妝うて、飽く迄天下の同情を我に招徴せんことを期した。乃ち毛利家の重臣等は連署して、其の嘆願書を作り、之を吉川監物に託し、監物は更らに之を藝藩主によりて幕府に上申せんとし、藝藩主は更らに之を前大納言徳川慶勝に移し、慶勝によりて

幕府に提出せられたのは、宛も將軍の入洛と殆んど同時の頃であつた。而して長藩重臣共の嘆願書は左の如し。

長藩重臣 嘆願書
大膳様、長門様御事、元來皇國の御爲、一途に御大義御名分を被爲重、天朝、幕府より御沙汰之御旨を、御遵奉御確守被遊、不誤期限及攘夷候處、監察使御下向、叡感を賜り、實に無窮之鴻恩と、舉國感奮決心罷在候。然處其後御沙汰之次第、最前之御議論、彌御確定に被爲在候哉と、御國內之者共、自然疑惑を生じ候儀有之、慨嘆之餘、終に去秋脱走之者有之、闕下近く罷出、從來之叡慮、彌御確定相成度歎願をも可仕様子に付、御家老被差登、精々鎮撫被仰付、尤歎願之趣は、徹上仕候様にと、被仰聞も有之候處、豈計らんや、於闕下及暴動誠以日夜御寢食をも不被安、御恐懼至極に被成御座候折柄、外夷大舉襲來、内外之大患相迫り、攘夷も一己私鬪之様に罷成、不得止一旦止戦の取計被仰付、上京之御家老、其外嚴科に被處、天幕へ御詫被仰上、御恭順御謹慎に被成御座候内、役人共處置不當之廉有之、舉國憤懣及變動候故、不得止御父子様御出馬被成是非を御糺し、御告諭被爲在、漸鎮靜に及候に付、愈以御恭順御謹慎に被成御座候御次第に御座候、然處近來御父子様御悔悟之體無之、却て不容易企も有之、或は幕府の御爲ならぬ儀を、外夷と相謀候風説も有之哉に承及、言語に絶、驚嘆之至奉存候。御家來中之心事、不得明亮候儀は、泣血覺悟相極居候へども、第一皇國の御大義御名分にも相係り、上は奉對天朝、幕府、下は天下草莽之者迄、存入も可有之、遺憾千萬之儀、實に臣子之至情、難忍に付、此段厚く御亮察被成下、右等之浮説、天下後生之爲、得と御取糾被成下、御父子様之御心事、明白に相成候様、偏に御盡力之程、舉て奉伏願候以上。

五月

志道安房
根來上總
井原主計
毛利伊賀

議裡面は抗

此の嘆願書を見れば、辭は恭順であるが、何となく其の裡面には、抗議めきたる精神が浮動してゐる。幕閣の毛利父子死罪論と、毛利父子重臣等の雪冤説と、其の中間の距離幾許ぞ。此れでは到底干戈を執つて相見るの他は無けむ。

毛利能登雲
毛利筑前
宍戸備前

二條城會議につき一橋慶喜談話

あれは會合の節に、阿部豊後に、これから貴所はどう處置をなさると斯う言つて聽いたんだ。いや呼出して首を斬つてしまふ。それでなければ、立たぬ。それきりで話はしないのだ。それで、阿部の考といふものは、まあ長州は、それこそ一國を取上げるくらゐの積りで居たのだ。けれどもこゝで至當の處置を致すと、京都に居る人は、私ども始めそれはいけないから、寛大にしろと斯ういふ、そこで、こつちから呼出して首

を斬つてしまへと言つて置くと、それはいけない。寛大にと言つた處が、其首を斬つてしまへといふに對しての寛大だ。構はないから、こゝは一番さう言はうといふのだ。それで私は、どうもさうだらうと察したので、一言も言はないのだ。……それは其時に済んでしまつて、後で外から聞くと、阿部豊後とて、決して呼出して首を斬るといふのは本心ではない。斯う言はぬと、會津や何か皆が、もつと寛大にといふに相違ない。さうすると、大變寛大になるから、こつちから極度まで切出して、それで丁度程宜い處に落ちるといふ積りで遣つたんだといふことが、後で外から分つた。「昔夢會筆記」

第十一章 薩長聯合の端緒

【六】薩藩の態度(一)

薩藩大勢
八月變の
主動

何れの藩でも、大別すれば、二派の傾向があつた。一は現状維持派であり、他は現状打破派である。更に之を細別すれば、打破派にも、維持派にも、其の厚薄があり、冷熱があり、濃淡があり、その爲めに更に幾分派ともなつた。薩藩に於ても、其の急進派中には、有馬新七一派があつた。彼等は文久二年四月二十三日、伏見寺田屋に於て、其の最後を遂げた。而して薩藩の大勢は、島津三郎の所謂る公武合體——朝廷を主としたる公武合體——に定まり、その結果は、長州の尊皇攘夷一天張りの運動とは、正面衝突と云はざるも、側面衝突の已む無きに至つた。朝廷は一時三條實美等の急進派によりて占斷せられ、其の背後の勢力として、長藩は京都に蟠居した。但だ薩藩は如何に公武合體の爲めに周旋したからと

て、幕府からは別段感謝せられざるのみか、動もすれば疑はれた。乃ち幕府の眼中では、長は公然の敵、薩は陰然の敵であつたかも知れない。されば薩の立場は随分苦しかつた。朝廷には用ひられず、幕府からは信せられず。但だ長藩が餘りに在朝の急進公卿と相ひ表裏して、朝廷を引きずり行く情勢の爲めに、漸く反動の氣運が、朝廷の中心より催し湧かんとするの刹那に於て、薩の策士は、會津を動かし、中川宮を動かし、やがては朝廷を動かして、此處に文久三年八月十八日の政變は出來した。

薩藩順境
此の政變によりて、薩長は京都に於ける位置を一變した。得意飽滿の長藩は、忽ち失意の客となり、薩は悠然として其跡に勢力を占め來つた。朝廷が薩を倚信せられたるは勿論、幕府も相ひ變らず猜疑の眼は撥りつゝも、今更ら薩を疎外することが出來ない情勢となつて來た。此の如くして、此れ迄半ば逆境にありたる薩は、愈よ順境に入つて來た。

薩の機敏

機を見るに敏、機を捉ふるに更らに快なる薩藩は、順風快潮に乗じて、大いに其

の成さんと欲する所を成した。此の如くして元治元年七月十九日禁門の變には、薩は會と左提右挈して、長兵を奔竄潰走せしめ、薩摩隼人の武勇は、會津健兒のそれと共に、大いに輦轂の下に振ふに至つた。而して其の必然の結果は、長州征伐であつた。會津は單純であつた。長藩を待つに、只だ敵として待つた。長人の俘虜を戮するに、只だ敵として戮した。然るに薩は長人の俘虜を厚待した。其の死者は之を禮葬した。薩藩は決して一本調子では無かつた。此處に薩と會との異同が存した。同時に彼等が到底永久なる政友たる能はざる所以が存した。薩人は用意周到であつた。當初より兵力もて長人を京都から一掃するの已むなきを看取したる西郷吉之助の如きは、さる場合には、一橋慶喜に戦捷者としての威信が、加重し来る可きを豫想するを忘れ無かつた（參照大西郷全集）。されば彼はその爲めに長兵と戦ふを遲疑し無かつた。彼の目的は、幕を扶くでなくして、長を破るにあつた。故に彼は當初から薩をして局外中立の地歩を占めしめ、肯て幕の指揮命令を受くるを屑しなかつた。然も薩も會も長兵を一掃する

點に於て、其の目的を同うしたるが爲めに、其の共同作業は滯りなく實行せられた。

長西郷の征

薩は長藩を生ま殺しにするの不可なるを知り、尙ほ一撃を加へざる可からざる必須を認め、此れによりて征長説は、西郷によりて主唱せられたりと云はずんば、鼓吹せられた。而して何時の間にか、彼れ西郷は征長總督尾張大納言慶勝の、殆んど唯一の參謀長となつた。而して第一の征長の筋書は、殆んど皆な彼が思ふ通りに出で來り、且つ思ふ通りに實行せられた。それも其咎だ。其の作者も彼であり、其の實行者の大過半も亦た彼であつたからだ。彼は武力よりも、所謂調略を用ひた。彼は幕兵もて長を征する代りに、長人をして長人を征せしめた。此の如くして長人は三家老の首を、廣島總督府に持參して、實見に供する乙ととなつた。其の參謀者一同を刑死せしむるに至らしめた。

〔六二〕 薩藩の態度 (二)

薩藩の西郷

表代西

に乘る西郷

此處に薩藩と云ふは、専ら西郷のことだ。當時大久保は鹿兒島にあり、西郷と小松帶刀は概ね上方にあり、互ひに氣脈を通じ、所謂の同聲相ひ應じて活動したが、其の舞臺に於ける大立者は、實に西郷吉之助であつた。

當時の西郷は、三十八、九歳の働き盛り、彼の一生の中、尤も油の乗りきつたる時代であつた。彼は安政元年二十八歳にして、藩主齊彬に發見せられ、其の參觀に従つて江戸に上り、爾來天下の士に交りて、彼も亦た天下の士と爲り、齊彬の意を承けて、國事に奔走し、安政五年七月偶ま齊彬の計に接し、殉死せんとしたが、月照の慰諭にて思ひ止まり、然も事志と違ひ、遂ひに月照と共に相抱きて、同年十一月十六日薩海に投じた。天は斯人を殺さず、蘇生して大島に流棄せられ、在島三年、文久二年正月漸く召還せられ、上國に赴きたるが、島津久光の眞に觸れ、其の四月に罪囚として護送歸國、六月には徳之島に、八月には沖永良部島に

西郷は當初から會津藩の如く、長州を以て不俱戴天の仇とは思はなかつた、さり出したのだ、而して如何に彼が此檜舞臺で活動したかは、既記の通りだ。(參照

五十三冊 元治甲子篇 五十六冊 長州征伐 五十七冊 幕長交戦)

西郷は當初から會津藩の如く、長州を以て不俱戴天の仇とは思はなかつた、されど長人をして再び頭首を擡ぐる能はざらしむる丈の打撃を與へ措く必要を感じ、その爲めに征長論を鼓吹し、且つ其の條件としても、相當嚴重の處分を期待した様だ。その證據には、元治元年十月八日付、大久保當の書翰中にも、

是非長人を以て、長人を所置致候様爲致度ものに御座候。いづれ成兵を以て相迫り候處にて、降を免すとも、征伐の御扱は不_レ相立候ては、不_レ濟儀に御座候間、夫等の處にて、纔五六萬石にて、國替とは不_レ相成候ては、國を消候迄にては、往年御國の御煩ひも出來候はんかと被_レ相考居申候。元就の功勞を思食有て、社稷は不_レ相絶共、ひどイめには逢せず候ては、相濟間敷、若戰をいたし候は、論は無_レ之事に御座候。

長州移封

とあれば、彼は當時は飽迄毛利氏の封を削るばかりで無く、之を他に移す必要を認めたるものと察せらるゝ。尙又た九月七日、大久保當の書中にも、是非兵力を以相迫、其上降を乞候は、纔に領地を與、東國邊え國替迄は、不_レ被仰付候ては、往先御國の災害を成し、御手の延兼候義も難計。

と云うてゐる。此れにて見れば、元治元年九月、十月交のまでは、西郷は毛利氏に大打撃を與へ、再起する能はざらしむる様にし、之を東國邊に小藩として存在せしめ、少くとも薩藩の邪魔にならぬ様、之を遠方に追ひ拂ふ可しとの意見であつたことが判知る「御國」とあるは、勿論日本國のことではなく、薩藩のことである。露骨に云へば、薩藩の競争者は長藩だ。されば此の機會に於て、長藩を退治し、彼等をして今後競争者たる資格を全然失墜せしむる迄に、叩き付け置く必要を認めたものと察せらるゝ。

西郷の約

然るにその西郷は、何時の間にやら、けろりと之を打忘れ、同年十一月には、却て

硬論を主張しつゝある副總督松平越前守等を解諭す可く、自から小倉に出掛

競争者打

けてゐる。君子豹變の美と云ふが、西郷の第一回征長に於ける意見も、正しく其通りだ。而して彼は時と與に、愈よ寛大となり、やがては叩き付けねばならぬと云ふ長藩を、却て庇護するに至つた。

約變理由 彼は三家老の首と、山口城の破毀と、五卿の移轉とを以て、殆んど自から満足するのみならず、他をしても之に満足せしめんとするものゝ如くであつた。而して毛利氏父子の處分とか、其の封土の削減なども、殆んど之を成行に一任して、何等關心する所なきものゝ如くあつた。此の如く才かに半歳に足らざる、否な殆んど三個月以内に於て、此の如き變化を見るに到りたるは、果して單に西郷其人の心境の變化による乎、將た他に其の理由存する乎。

【六三】薩藩の態度（三）

薩藩大廻
の素因

最初長藩に向つて手を差出したのは、薩藩であつた。それには筑前の有志、若しくは土佐の有志の居中調停と云はんよりは、双方の間に意志の疏通を謀りたる事もあつたらう。けれどもそれよりも寧ろ薩人の機を見るに敏なるを以て、此の大轉廻の素因とせねばなるまい。兎も角も薩人は幕府の與に爲すに足らざるを看取した。幕府はやがて打倒せねばならぬ氣運に趨きつゝあるを看取した。而してそれは薩一藩の手に餘ることも、恐らくは自覺したであらう。左すれば誰と與に此事を爲す可き乎。薩が長に向つて其手を差出したのは、未だ必らずしも一片の俠心のみと判断することは出來ない。

扱も當時薩藩の眼中に、幕府無かつたことは、武田耕雲齋一味の降人輕率の措置に付て、幕命を拒絶したる一事を以ても判知る。元來薩藩の同情は、寧ろ武田側に存し、彼等を無残に殺戮したる事には、大々的不満を感じたる次第は、大久別利通日記にも、慶應元年三月の項に、

一 常野浪士は、越前敦賀之土藏に押込、去る四日（三月）に武田始廿七人盡剝

幕藩眼中

首、七日迄に七百餘人、凡而死刑に處し殺盡いたし候由。其取扱苛刻を究、衣服を剝取、赤身になし、束飯にて獸類の會釋に候由。是は田沼(章尊)取計にて、橋公(一橋慶喜)邊へは全く談合に不及候由、實に聞に不堪次第也。是以て幕府滅亡之表と被察候〔重出、筑波山一舉の始末一〇五 参照〕

とある尙ほ此件に關連して、薩藩より左の理書を提出した。

常野の浮浪輩、越前國において、降參仕候者共、數百人斬罪に被處、其餘輕卒三拾五人、弊國え流罪に行候間、同所敦賀湊え迎船差廻候様被仰渡、國元え懸合置候處、古來より降人苛酷の御取扱相成候義、未嘗不聞處に御座候。然るに大法に安じ、死を甘じて誅戮を受候に付ては、大に尋常の振舞御取譯被成下、於輕卒は、御宥免の御沙汰被爲在候儀と奉存候。是非共流罪不被仰付候て、不被爲濟との御義に御座候は、弊國にては降人嚴重の扱方、於道理出來兼申候間、屹と御斷申上候様、分て申來候付、何卒御聞濟被成下度奉願候。以上。

幕命拒否

措置の不義、不正、不當の罪を鳴らしたるものと見るも、差支なき文句だ、而して此れは西郷吉之助が手書して、薩藩の名もて、幕府に提出したるもの、亦た以て大久保日記の文と對照して、如何に彼等が當時の幕府を視つゝあるかを知るに餘りあらむ。

一西郷心境
一變時期

西郷の心境は、元治元年の末、自から身を虎口に投じて、馬關に渡り、親しく長州の志士と會見して、五卿移轉の問題を協議したる際よりと云はんよりは、其際には既に一變してゐたことが判知る。而して彼が實に四月二十五日付、筑前の月形洗藏に與へたる書中に、

近來關東に於ては、再長征の儀を促し候向も相聞申候。此度は幕府一手を以

可打との趣に相聞申候。勿論弊藩拵は、如何様軍兵相募候共、私戰に可差向道理無之候間、斷然と断り切る賦に決定いたし居候。實に拙なき次第に立到申候。御遙察可被下候。

とある。此の如く第二回の征長は、全く幕府一個の私戰と見做し、如何に出兵を

出兵拒否

の決心

催ほし来るも、薩では斷然拒絶の決心をしたことが、此れにて分明だ。而して西郷は更に問五月五日、小松帶刀に答へたる書中にも、

「幕府壞倒を喜ぶ」
「昨夕町使來著の由にて、御紙面御廻被成下得と拜誦仕候處彌發足の様子、自禍を迎へ候と可申、幕威を張どころの事にては有御座間敷、是より天下の動亂と罷成、徳川氏の衰運此時と奉存候。三年も浪花城に罷居とは、何と申述說に御座候哉。一年も六ヶ敷御座候はん。何は拟置、此節進發、爲天下雀踊此事と奉存候。」

此れは西郷が鹿児島に在りて、將軍家茂の江戸進發の報に接しての感想を吐露したるもの、雀踊とは、愈よ徳川氏亡滅の期が、此の進發の爲めに近いたと云ふことを歓喜すると云ふ譯合だ。乃ち薩の眼中には幕府無きのみならず、寧ろ幕府壞倒の日の来るを、指を屈して期待しつゝある様子が判知る。

〔六四〕 薩藩の態度 (四)

「く陸藩士多と同一意」

西郷吉之助は、當時に於ては薩藩を代表す可き、第一人者であつた。然も彼一人のみならず、凡そ薩藩の有志者にして、對幕府の意見は、概して皆な彼と同一ならざるものは無かつた。乃ち高崎兵部（男爵高崎五六）が、當時大阪薩邸中に滯留したる岩國藩士横道八郎に與へたる、四月十日付の書翰中にも、

「高崎滅亡の豫言」
「其後一體之形勢、何も異變無之、唯々因循風耳吹起り、嘆息之限に御座候。未御上洛も有やら無やら、一向突留たる事も無御座、兎角此末瓦解する外有間敷と奉存候。右に付長防護處置といへども、決而幕々敷事は萬々有之間敷、譬へ暴令を雖發、容易に御宗藩（長藩を云う）御請附有之間敷、唯今成にては、一向歸著の程も不相分、依之過日も粗申上置候通り、餘り日數も遷延仕候事故、御國元御一同、色々御疑心も生じ候半歟と、評議も仕候次第、外に思召も無之候は、其通御得心被下度、尤此末形勢之變態は、時々此方より御通達申上候」

はゞ可然歟と奉存候。

とある。此の如く將軍進發一個月以前に於て、大阪にある薩藩士高崎兵部は、幕府の瓦解を豫言したる程であれば、當時薩藩の態度が、如何にアンチ幕府であつたかは、以てトするに足るものがあらう。更に西郷と相ひ提携して、薩藩の主腦者たる大久保利通が、五月十二日付、伊地知壯之丞に與へたる書中にも、

一　幕府も別而憤發にて、長州征伐之再舉有之、大はつみ之由に被聞申候、是は別而面白き芝居に成り可申と樂み申候。大抵我思ふ圖に參申候間、彼は彼一決倒幕

此の如く大久保の意見は、長州再征に同意とか、不同意とかよりも、寧ろ幕府をして長州を再征せしめ、自から奔命に疲れしめ、自から天下の人心を失はしめ、

自から瓦解せしめ、自から顛覆せしめんことを期したるものにして、それが思ふ壺に嵌りたりとの意味合だ。元來大久保は持重家だ。彼は容易に断じない。されど一たび断すれば、鬼神をも之を避けしむるの概がある。彼が斯く斷言するに於ては、薩藩の態度は、最早打倒幕府に決したと云ふも過言であるまい。其の方法や手段は、時と與に推移し、變化するも、倒幕の一事は、最早薩藩の藩是と見て、差支あるまい。尙ほ大久保は閏五月二十七日付にて、京都より在藩の小松帶刀に答へたる書中、

一　會、桑之處、實に絶言語候。次第に御坐候。橋公（一橋慶喜）は、當春之御沙汰一條に就ても、筋合は不失様と之趣意も相見得候間、如此大事に臨み候ては、少少は相替候處も可有之と存申候處、只今之姿にては、不足取次第に御座候。

一　會、下阪之筋に候由、如何様之趣意も分兼申候、此節之儀に大に人望相離、

殊に會は甚敷御座候。

此れにて見れば、薩と會との提携も、最早事實に於ては、斷絶したるものと見て、差支あるまい。彼も一時此れも一時前には會と提携して、長州をやり付けたが、今は却て長州と提携して、會津をやり付く可き兆候がほの見えないこともな

い。薩藩の行動、外は鈍重に似て、内は實に凄まじき程敏捷だ。

合意
薩藩群雄
因みに云ふ、大久保は慶應元年正月二十五日鹿兒島を發し、上京の途に就き、四月三日歸藩、五月二十一日には再び上京の途に就き、而して七月八日には歸藩した。西郷は正月四日小倉を發し、歸藩の途に就き、二月中旬筑前に赴き、五卿に太宰府に謁し、三月五日博多を發し、上阪し、四月二十二日、京都を發して歸藩、閏五月十五日鹿兒島を發し、二十三日入京した。乃ち大久保の前記小松への書翰中、

小蝶丸去る十九日に而候半、著阪にて、不存寄岩下氏、西郷同廿三日上京相成、於御當地は別而大幸に而、一同安心相成候儀に御坐候。

とあるを以て知る可し。此の如く西郷、大久保の兩雄が、中心より相ひ合體して、協同作業に從事したるは、特に此時を以て尤も然りとする。而して上には寛宏の長者小松帶刀あり。其の儕輩には公平溫良なる吉井幸輔の徒あり。正に是れ薩藩に取りては、群雄合力、舞臺出色の一時であつた。

【六五】 薩長聯合の素地

薩長聯合の義
薩長聯合の手先和解
薩長聯合は、維新史上に於ける、最重要事件の一。是れ微りせば維新の鴻業は成就しないとは、斷言は出來ないが、さりとてこれが一大促進力であり、且つ實行力であつたことは、疑を容れない。若し假りに薩と長とが互ひに手を握らずして互ひに相ひ争うたらんには、天下は恐らくは幕、薩長と三分したかも知れない。然らざる迄も天下統一の業が、若干滯滯し、若干遲延したことは、是亦た容易に斷言が出来る。如何に割引しても元治、慶應の初期に於ては、三百の大小藩中、幕府に對し、公然、若しくは隱然一敵國たる可き藩は、長と薩とのみであつた。薩と長とが互ひに相ひ軋り始めたのは、安政末期からの事だ。然もそれは漸く露骨となつたのは、文久年間からの事だ。而して愈よ兵火の上に於て相見ゆるに至つたのは、元治甲子禁門の變であつた。喧嘩の張本は薩にあつた乎、長にあつた乎、それは到底水掛け論だ。然も兩雄並び立たずで、事實は双方の氣持が然

らしめたと云ふを以て、妥當とせねばならぬ。若し其の責任を問はんと欲せば、双方に在りと云はねばならぬ。然も其の喧嘩の仲直りの手先は、長でなく、薩であつた。即ち當時敗者の地に立つた長よりせずして、勝者の地を占めたる薩よりした。

薩長の聯合に尤も貢献したるは中岡慎太郎、坂本龍馬の兩人だ。兩人共に土佐に於ては、下士若しくは郷士であつた。彼等兩人の働きに就ては、固より之を認識せねばならぬ。然も如何に巧妙なる媒酌人あるも、當人相互が反撥するに於ては、如何とも爲すべき様はなけむ。中岡、坂本兩人は、固より最上の媒酌人であつた。無上の調停役であつた。けれども彼等をして手を下さしむるの素地は、何人が作りたる乎。それは薩だ。薩の西郷吉之助だ。

西郷の仕事には、必らず若干のゆとりがあつた。彼は決して突き詰めたる仕事を爲さなかつた。彼等は一方長人に打撃を喫せしめつゝ、他方には其の捕虜を厚遇し、禮を以て之を送還した。其の戦死者も亦た禮をもて之を葬つた。彼は相

手方の情實を察して、之を程能き度合に措置した。彼に果して當初からそれほど先見があつた乎否乎を詳にせざるも、何時でも握手の出來る餘裕を剩したることは、彼が元治甲子禁門の變より、第一回長州征伐の始終を通じて、彼の措置が能く之を證明してゐる。

且つ當初は飽迄長を叩き付て、再起する能はざる、而して薩との競争者たるこの出來ないまでに、其力を削小せんとの意志であつたが、やがて彼は幕府の到底濟度す可からざるを看、更後に長の容易に屈服す可からざるを看、薩の全力を消耗してまで長と争ふの不利なるを看、彼の心機は一轉した。西郷の心機一轉は、同時に薩藩としての心機一轉と見て差支ない。そは當時の西郷は實に薩藩の代表的人物であつたからだ。

薩の立場としては、若し已むを得ずんば幕と戦はん乎、長と戦はん乎。若し與にせんと欲せば、幕と與にせん乎、長と與にせん乎。此れは薩藩として、尤も考慮すべき當面の大問題だ。若し事の自然に一任せん乎、薩は幕の先棒となりて、長と

る實力
を知の

幕の走狗
を欲せん

の薩
聯合
人合
媒酌

仕事
の餘裕
あり

戦はねばならぬ。長と戦うて果して長を全く退治し盡す見込ある乎。假りにそれが出来たとしても、薩は果して何の得る所ある乎。薩が幕の爲めに長を退治したる後に、幕の爲めに退治せらるゝは、薩であらねばならぬ。所謂る屠亡びて歎惜しことは、此事だ。西郷ほどの者が如上の筋合に觸著しないことはあるまい。されば薩は進む可きだけは進んだが、止まる可き地點には止つた。具體的に云へば、禁門の變には戦うた第一長州征伐には出兵した。然も再度の征長には、一兵をも出さぬ覺悟をした。長州と自から進んで手を握る段取りまでは行かなくとも、薩は決して第二回の長州征伐には與みしなかつた。味方となる迄の決心はつかざる迄も、敵とならざるまでの決心は出来てゐた。

【六六】坂本、中岡の二調停者（一）

の形勢一致

必らずしも坂本龍馬、中岡慎太郎兩人の功を認識しない譯ではない。されど如何に巧妙なる媒酌口上でも、合はすことの出来ないものは出来ない。又た折角合せても、必らず分離する。されば薩長の兩藩は、單に感情に於て、融和す可き事情が存したるばかりでなく、利害に於て、一致す可き形勢が出来したることを忘却してはならない。乃ち幕府なる第三者に對しては、薩も長も殆んど其の立場を同じくした。長は幕府の公敵であり、薩は幕府の陰敵である。

以上の事情と形勢とを洞察し、之を事實の上に、發展せしめ、其の情意を疏通し、其の舊怨を拂拭し、其の新猜を釋明し、著々之を事實の上に遂行せしめたる勞作に至りては、正しく之を坂本龍馬、中岡慎太郎の功に歸せねばならぬ。固より此事に奔走し、此事に努力したるものは、必らずしも此の兩人に限らざるものありとするも、抑も坂本龍馬、中岡慎太郎は、何れも土佐の郷士にして、何れも武市瑞山の徒だ。されど兩人共に一本立の男兒にして、到底他の籠下に倚る可き者では無かつた。

坂本は劍客であつた。而して偶然にも勝海舟を斬らんと欲して、却て海舟に推服し、其の門下生となり、海舟亦た彼を器重し、彼はやがて天下の士となり、而して薩藩の士とも相ひ交はり、海舟が謹に遣うて神戸を去り、江戸に屏居するに際し、彼は薩藩に客と爲つて、其の優遇を享けた。元來薩長聯合は、土佐志士の魁武市瑞山が、當初から期待したるところにして、京都に於て、薩長、土三藩有志者の聯合建白を提出したるが如き、亦た其の一の例證として見る可きもの。何かと云へば、土州の有志は、長の有志と、より親密であつたが——即ち武市と長の久坂との交際に就て見るも——然も決して薩を忘れなかつた。而して就中坂本は、薩人と、より親密なる間柄となつた。此は恐らくは勝海舟と、薩との縁故を辿りて、此に到りたるものであらう。薩と海舟とは、齊彬と海舟との親交から始つてゐる。

坂本龍馬は、土佐人として傑出したるばかりで無く、天下の士として亦た尤も特色ある一人であつた。彼は決して尋常一樣の悲憤慷慨の士ではなかつた。彼

は生一本の武士ではなかつた。彼は本來の大策士であつた。されば土佐勤皇黨の一人土方久元の如きは、

一體私は維新の諸豪の中に就て、西郷隆盛、高杉晋作、そして坂本龍馬君を以て、英氣激刺の三傑と稱したいのである。この三君の爲す所は、實に天授であつて、容易に他人の企求す可らざるものがある。

と稱してゐる。乃ち彼は難を排し、紛を釋く天成の機能の持主であるばかりでなく、恒に其の著眼が時流に超越し、而して其の實行力が亦た之に伴うてゐた。されば薩長の仲裁役としては、實に無二の好資格者であつた。

中岡慎太郎も亦た一個の好男兒だ。板垣退助の如きは、坂本よりも寧ろ中岡の識見高邁を推してゐた。彼は至誠剛直の士にして、亦た大勢を察するの明あり、其の眼界は恒に大處高處に及んだ。彼は當時其の英氣才辯もて、天下の群諸侯に冠たる、其の藩主山内容堂さへも、敢て憚るところなく、其の顔を犯して、堂々と其の所見を陳述したる一人であつた。

彼は同藩の土方楠左衛門、清岡半四郎等と與に、七卿に三田尻招賢閣に従うた。兩人は京都から隨ひ來つたが、中岡は土佐から潛行して、此處に到つたのだ。彼は此の機會もて長藩の諸有志と、亦た相知るを得た。而して七卿——やがては五卿——を中心として、薩長聯合の爲めに、種々の便宜を得た。何となれば五卿は當初長藩の手にて保護したが、やがて筑前太宰府に移轉し、九州諸藩の手に渡り、特に薩藩の手にて保護することとなつたから、其の緣故よりして、一方には薩摩、他方には長州、而して其の中間に五卿隨從の有志と云ふ立派な調停役が出て來つた。

【六七】坂本、中岡の二調停者（二）

兩人の便益

何れかと云へば、中岡は長に近く、坂本は薩に近かつた。而して兩人共に兩藩士に對しては、木戸御免の自由を得てゐた。從つて兩藩調停役の役目を果すには、尤も好都合であつた。而して彼等兩人が何れも脱藩士にして、其の背後に藩の勢力を擁してゐなかつたことは、却て身軽にして、斯る役目を果すには、便宜多きも、何等損する所は無かつた。

機を見るに敏なる薩士、西郷、大久保の徒には、漸次長を味方として、幕に當らんとする企圖が、胸底に湧き出でたであらう。されど薩人は本來傲岸だ。彼等は太閤秀吉にさへも、容易に屈下しなかつた。彼等は徳川幕府極盛の期に於てさへも、猶ほ幕府をして憚からしむる所あつた。されば彼等は其の胸底の企圖を、等閑に他に向つて打ち明くるが如きは、容易に彼等の敢てする所では無かつた。坂本、中岡兩人の努力は、薩人をして長人と結ぶの動機を與へたのでは無い。動機は固より潜在した。但だ之を懲諭し、之を誘引し、之を刺戟し、之を明々に發露せしめたるところに於て、彼等兩人の尋常ならざる骨折と、其の手際とを認めねばならぬ。

の手際誘引

長人薩人
を讐敵視人

長人は寧ろ被害者側であつた。薩人から云はしむれば、長人は濫りに薩の船舶を、外國船と見誤り——或は見誤りたりと稱して——之を擊沈した程なれば、薩人が長人の罪を問ふは當然であると云ひ得られないこともない。けれども長人側では薩は會津と提携して、長人に當りたる怨敵にして、薩賊會奸の四字は、彼等の胸底に銘じて、忘るゝ能はざるもの。されば彼等の中には、寧ろ外人の履を頭上に戴くも、斷じて薩人の手を握らないと敦園くものも鮮くなかつた。利害を見るには明らかに、其の動作は極めて輕快であつたが、然も長人には亦た長人としての矜持があつた。彼等は逆境にあり、且つ逆境にあることを自覺してゐた。されば自から手を垂れ、頭を低れ、膝を屈してまで、薩人の憐を乞ひ、薩人の驩心を博して、而して後之に結ぶを屑となかつた。従つて彼等の胸底には、薩と結ぶの利を飽迄承知しつゝも、口には自から之を發するを好まなかつた。それは仲介者無くんば、此の聯合は到底成立し無かつたとは云はぬが、その成立の期が、若干後れたであらうことは、之を豫知するに難く無かつた。

力兩人の努力
心袋開不關
若し當時の幕府若しくは幕府側に、大局を見るの士あらば、薩長聯合は、幕府に取りて、由々敷大事件であり、幕府の浮沈、生死にも關する大事件であることを看取し、豫じめ之を未崩に防ぐ能はずんば、之を未成に防ぐ可きであつたが、幕府の當局は固より、其の周邊にも、一人の之に注目する者なく、一人の之を前知する者なく、一人の之を豫防する者なく、その成立を殆んど不關心に看過したるは、如何にも笑止千萬の事と云はねばならぬ。

若し幕府若しくは幕府側に其人あり、豫じめ此の形勢の出で來らんとするを慮り、その爲めに對長、若しくは對薩に就て、其の新たなる政策を施したらんに

は、或は事前に於て、之を牽掣することが、必らずしも絶難では無かつたであらう。然るに幕閣人無く、其の周邊の士、亦た徒らに時代錯誤の見に囚はれて、徒らに幕威再興に熱中し、その爲めに、却て坂本、中岡兩人をして、思ふ存分、其の手腕を働らかすを得しめたのは、幕府自から薩長兩藩の握手を——意識的で無かつたにせよ——媒酌し、坂本、中岡兩人の爲めに、其の露拂の役目を働らいたと云ふも、事實の上から見れば、未だ必ずしも過言ではあるまい。

【六八】中岡慎太郎の足跡

筑前藩士の先容

薩長聯合には、土州人の力大に居るも、筑前の喜多岡勇平、月形洗藏、早川養敬(勇)等の先容も亦た若干の效果あつたことを忘れてはならぬ。而して兒玉若狭、野村靖之助等が對馬内訌鎮定の爲め對州に赴き、薩藩士大脇彌五右衛門、染川五

郎左衛門等と會合したるが如き、亦た傍證ではあるが、兩藩士の情意を疏通するに若干の效果はあつたと察せらるゝ。
坂本龍馬は、薩を土臺として長に渡りを付け、中岡慎太郎は、長を土臺として薩に渡りを付け、互ひに奔走周旋したる次第は、兩人の足跡が能く之を語りてゐる。中岡日記に曰く、

廿九日(慶應元年正月) 昨夜吉井、大久保、稅所來り著す。此日面會す。

此れは博多にて、中岡が薩士と面會の記事だ。又た土方日記に曰く、

三十日(慶應元年正月) 今朝薩藩大久保市藏(利通)、吉井幸輔(友實)、稅所長藏(篤)、蒸氣船にて上京に付、大山彦太郎(中岡慎太郎)並自分同行を以上京被仰付。暮頃より發足、早追にて罷越八つ半(午前三時)博多に著す。

同二日 畫頃吉井旅宿に行く。同人並大久保昨夜(久留米より)歸り、今朝既に稅所、大久保は汽船にて上京致候由、依て吉井と同行を約す。

同五日 大山彦太郎(中岡慎太郎)福岡より(赤間へ)歸候由を以、早朝來訪に付、

直に同道參殿、拜謁（三條公）^ニ。九つ時（正午）引取る。吉井幸輔今朝當驛（赤間驛）に來り、直に拜謁。福岡之事情申上候。俗論も大分鎮靜之由なり。是より同人同行上京に付、暮頃出足、大山彦太郎も同伴なり。夜半黒崎著、直に發足、八つ時（午前二時）小倉著、一泊。

白石宅會

同八日 長府直目付井上少輔、報國隊長原田順次より面會致度旨申來、日出頃より出懸け、長府役所に行き、夫より船にて白石正一郎方に立越、井上、原田並に赤根武人、三好内藏助、吉井幸輔、大山彦太郎、大庭傳七等と、薩長和解を謀り、懇談時を移す。終て長太郎（長三洲）も加はり、小酌す。七つ時（午後四時）頃相別れ、伊勢小方に來り、直に乘船、順風にて夜半新泊に繫船。

斯くて中岡、土方の兩人は、薩藩士吉井幸輔と相ひ伴ひ、上京の途に就き、二月十三日には京都薩藩邸に入つた。

中岡土方
京都薩藩邸
に入る

十三日 朝五つ半時（午前九時）淀乗船、夕五つ時（午後八時）頃伏見著、文珠方に休息、夜半頃二本松薩州邸に著す。

淀乗船とあるは、淀川舟に乗ると云ふ意味だ。彼等は十二日夜大阪に於て一泊してゐる。而して又た、
二十三日 大山（中岡）事、今日當地出發、兵庫より蒸氣船にて歸著。

中岡薩士
と退京

とある。而して中岡の日記に曰く、
二十六日 晴。早朝内田、町田、加藤、吉田四氏同船兵庫に下り、蒸氣船に乘込、未

下（午後三時）上陸、楠公廟に拜す、薄暮船に歸る。

宰府復命

とある。内田以下四人、何れも薩士だ。蒸氣船も勿論薩船だ。而して中岡は三月三日太宰府に歸著し、直ちに三條公に拜謁復命した。

三日 上巳也、晴、好風日。卯下（午前七時頃）狐崎を發し、未下（午後三時）博多に著し、初更（午後八時）宰府に著す。直様拜謁。

とある。然も彼は實に寧處に違あらなかつた。彼は三月二十八日三條實美的家臣森寺大和守と與に、長州家へ使者を命ぜられた。

廿八日 此日辰下（午前九時）より雨降る。卯下刻（午前七時）發程、青柳に宿す。此

度長州家え使者として、森寺大和守斐マニ、予亦被指副、發行。
見山縣と會

斯くて彼は四月朔日には馬關に於て白石正一郎を訪ひ、酒を酌み、三日には吉田にて山縣狂輔に面會した。

三日 予子細有て、先發萩行の覺悟にて、午前吉田に著す。森寺氏清末之使者相勤、予吉田に著し、山縣狂輔に面會し、故有て此處に宿し、森寺氏を待つ。
再び長州に至る
斯くて彼は四日小郡、五日山口に抵り、世子長門守に謁し、波多野金吾、山縣其他の諸人と面會し、十日は馬關に歸著し、十一日同處に於て井上聞多、伊藤俊輔に面會し、十三日には博多にて、多田壯藏、黒田嘉右衛門、伊丹眞八郎等に會し、十四日太宰府に歸著したが、二十七日又たしも太宰府を發し、二十九日馬關に到著す。

桂と會見 三十日 桂小五郎歸關、潛伏の由來り、直接面會。
此に到りて舞臺一轉、渙轉じ、山開くの趣が出で來つた。

第十二章 馬關開港問題の頓挫

【六九】 桂小五郎の出現

薩長聯合の大芝居には、一方に西郷吉之助あれば、他方に桂小五郎——木戸孝允——がある。記事はこれから桂小五郎の出現に入る。出現と云ふは、彼が禁門の變後、一時其身を韜晦したからだ。

桂は禁門の變に際しては、因州藩の有志と相約し、有栖川宮を奉じて、關下に伏奏することになつてゐた。當時因州藩は、實に有栖川宮邸を守護してゐた。然るに桂が約を踐んで因州邸に至るや、因州藩士は桂に向つて曰く、須らく比叡山に上りて、諸軍に應援せよと。桂は曰く、今更ら約束に違ふことは出來ぬと。此に於て因州人は曰く、然らば姑らく此處に止られよ。我等は先づ有栖川宮邸に赴き、機を見て報ずる所あらんと。俟つて天明に至るも、一報なし。

の禁門變時

因人違約

時に諸道の軍齊しく進み、接戦甚だ急、仍りて桂等は門を開きて突出し、險を冒して、有栖川宮邸に達した。然るに因州人は桂等を見て大いに怒りて曰く、今日の變此に至る將たまた何事をか爲さんと。此に於て桂等は因州人が其の約を破りたるを知り、此を去り、桂は衆と別れ、鳳輦の出るを聞き、輦下に伏して、宿冤を訴へんと欲し、獨り之を待つたが、鳳輦出で來らず。此に於て堺町に赴くや、長兵既に潰走し、去りて天王山に赴かんとし、淀に至るや、天王山の兵、已に分散するを聞き、再び京地に潜伏して、其の形勢を覗うた。

出石潜伏

桂は京都に潜伏する五日、其の愛人松子の力によりて、辛うじて其の危難を免れ、但馬出石町の商人廣戸甚助によりて、身を船夫に變じ、丹波路より但馬の國境に至り、其の出石藩の關門を過ぐるや、關吏の怪しむ所となり、方さに捕縛せられんとしたが、甚助の救解にて漸く免れ、斯くて出石町に潜伏した。然も幕吏の譏察甚だ嚴且つ急なるが爲めに、寧處に違あらず、其の附近を轉々し、漸く一家を出石の宵田町に貸し、廣戸氏の分家と稱し、自から名を廣江孝助と稱し、小

州に至る
一たび信歸國を促
さる

店を開らき筵を賣りて、其の憂悶の日月を過した、斯くて武田耕雲齋等の軍に投せんと欲し、信州に到つたが、會々幕府征長の軍を興すを聞き、再び但馬に還つた。當時桂が出石に潜伏したるを知る者は、長防人中、伊藤俊輔、村田藏六、野村靖之助三人のみにて、高杉晋作さへも、尙ほ未だ之を知らなかつた。

愛人松子は、對州人の厚意にて、對馬に赴いたが、甚助は自から對馬に赴き、彼女を伴ひ出石町に還り、其の見聞したる長州の近況を報じ、且つ村田藏六、野村靖之助等も、藩内の近狀を報じ、其の歸國を促がした。

此に於て彼は愈よ意を歸國に決し、慶應元年四月八日、愛人松子、廣戸甚助、其弟廣江直藏等を伴ひ、出石町を發し、京都に赴かんとしたが、其の會見を期したる大島友之允、多田庄藏等皆な歸國して在らざるを聞き、京都を過ぎずして直ちに大阪に至つた。然も幕吏の譏察頗る嚴なるを以て、對州邸吏大西駒治の家に匿れ、馬關の商船に乘じ、暗夜解纜、漸く虎口を免れ、神戸に到り、上陸して、楠木正成の墓を弔し、讃岐に客として、琴平社に詣し、四月二十日乗船して歸途に上つ

大阪に至
る

た。斯くて四月二十六日馬關に著し、潛に細江町桶屋久兵衛の宅に投宿した。實に禁門の變後、九個月の後だ。彼の自叙に曰く、

上略。忽長州征伐の説を聞く。四方の風説如沸、終に尾張大納言西下す。於茲一書を作り、窃に人を馬關に馳す。然而て長州三大夫の首級を出し、謝罪するの説有り。允(孝允)深く之を怪み、元より眞とせず。而して尾州惣督兵を揚て歸る。續て又長州激徒沸騰の説有り。幕府更に諸藩に命ず。依て大に驚愕し、長州藩内の情を想知し、煩念不休、而て馬關より村田藏六、野村靖之助等書至り、近情を詳にす。孝允の書を報ずる所のもの已に多くは黃泉の客たり。然り而幕府尙許さざるもの有り、必罰を我公に加えんと欲す。臣子死守せんば決て此難を凌ぐ能はず。依て又京攝の間に出て、細に形情を探索し、遂に馬關に歸る。事實全く此の通りであつた。

高杉桂の潜匿所を知らず

初め慶勝征長總督となりて西下するや、此の報出石町に至り、之が爲に、蜚語浮説交傳はる。公(桂小五郎)憂慮憤悶して措くこと能はず、腐に人を下關に星馳せしめて之が事情を探索せしむ。當時長藩にては、公の出石に潜伏するを知れるもの、僅に伊藤俊輔、村田藏六、野村靖之助等數人あるのみ。高杉晋作の如きも未だ之を知らず、後亡命して諱岐に潜伏するに及び、藏六に送りし書中に、「私に御尋申上候。桂小之居所は丹波にて御座候や、但馬にて御座候哉、亦但馬なれば何村何兵衛之處に罷在候哉、委曲御存に候はゞ御聞せ被レ下候様相願候」と見え、公の在所を質して之を追跡せんとしたることあり。〔木戸孝允傳〕

【七〇】桂出現當時の長藩

桂の出現によりて、防長二國は殆んど百萬の援兵を得たる心地をした。從來とても正義派にも、俗論黨にも、人物に事は缺かなかつた。然も大局を洞察したる

經綸の士に至りては、特に桂小五郎其人有待つものがあつた。爾來長藩が維新同天の鴻業を讃嘆するもの、一として彼が指導に頼らざるものは無かつた。此の如くして彼は時には薩の西郷に對し、時には又た大久保に對し、長藩に於ける代表者の役目を努めた。固より高杉、山縣、前原、伊藤、井上、特に大村、廣澤等多士濟々であつたが、然も其の代表的人物は實に桂小五郎其人を推さねばならぬ。

而して桂出現後の事件を語るに際しては、先づ當時の長藩の事情を敍するを順序とせねばならぬ。俗論黨は一掃せられ、正義派の士は、再び擧げられて、要路に立ち、藩主敬親は萩より山口に赴き、諸隊を慰撫し、民心を安堵せしめ、各末藩との打合をも済まし、諸隊の士の護送を受けて、萩に還つた。而して山口には世子廣封(定廣)が留りて、政務を視た。

諸隊唯願 惟ふに藩廳廓清の功は、一に諸隊の力である。然も藩政は未だ諸隊の意を満足せしめ無かつた。此に於て彼等は毛利幾之進、山内梅三郎によりて、左の歎願書を上つた。

一 権現原の刺客嚴密探索被仰付、確證を取、不及御究不洩様、速に嚴罰之御處置有之度奉存候事。

これは俗論黨の士が鎮静會員の山口より還るを、明木の途中に待受けて、之を暗殺したる件だ(参照四〇)。

一 奸物巨魁之者丈、神速嚴罰被仰付、其他は寛大の御處置を以て、外患に向ひ、前非を償候様被仰付、度奉存候事。

これは棕梨藤太等處分の事だ。

一 諸郡縣令御人選、急速出郡被仰付、民心慰撫、三百年來之鴻恩、此時と日夜日新之御政事、貫徹仕候様有之度奉存候事。

一 鴻城(山口)へ御藏元役人の如き輩、御人選を以て、速に被差出度候事。
一 御一方様急速鴻城へ被遊御出、大號令を以、御國中無残處方向を知らしめ、速に御軍制一新、衆心協和、外患防禦之御手配等被仰出候段尤急務と奉存候事。

一 正邪分明、御實效相舉り候得ば、干城隊を以、御國中第一之精兵に被相成、御兩殿様御守衛、尙諸隊之指揮をも仕候様相成、四方要衝之地へ諸隊分配出張被仰付、尤偏倚の議論無之、日新の御政體を以、富國強兵之基を開、御正義凜然と相立、被爲對御宗祖様萬世之後、不被爲慚天地之御功業、御確守被遊候様奉願候事。

諸隊また
要望斟酌

四月十三日、藩主敬親は、執政、直目付及び諸隊總管等を、花江の館に召し、會議を開いた。總管等は上疏して、藩主の速に山口に歸り、且つ椋梨藤太等の罪を治めんことを請うたが、藩主は容易に之を允さず、先づ椋梨等の罪狀を審讐せしむることとした。而して諸隊の要望も、只だ黨魁及び權現原の刺客を罰するに止まり、其他に及ばず。且干城隊の位地を認識し、之を諸隊の上に措かんことを請うたるが如き、頗る尋酌する所ありたるを以て、世祿の諸臣と、諸隊との間を融和するに於て、大いに便宜を得た。

現 村田の出 尔來毛利父子は専ら藩内の人心を統一し、盛んに兵士を訓練し、内は齒に至る

まで武裝し、外は柔順を裝ひ、以て將さに來らんとするの危機に備へた。而して此時に於て、亦一個の人物が出て來つた。それは村田藏六——大村益次郎——其人だ。彼は本來一個の蘭學生に過ぎなかつたが、やがては長藩に於けるモルトケの役目を果すに至つた。此れも亦た桂小五郎出現の副産物として見る可きであらう。

【七】 高杉、伊藤、井上の逃亡

高杉、伊藤、井上の逃亡

桂小五郎の出現前後に於て、高杉晋作、伊藤俊輔、井上聞多三人の逃亡、若しくは潜匿に就て、語る可き必要がある。高杉、伊藤が、洋行を企て、長崎に赴き、グラバとラウダ兩人より、今は洋行の場合でない。新來の英國公使バークスは有名の人物だ。須らく馬關を開港し、英と結び、大いに富強の實を擧ぐ可しと説かれ、それ

に同意して、馬關に歸りたるは既記の通りだ〔參照四六一四八〕。而して高杉伊藤は馬關に歸り來りて、當時應接掛として出張中なる井上聞多、楊井謙藏と、馬關開港の事を談じたところ、兩人は一議にも及ばず之を賛成し、井上から内々之を藩廳へ相談したところ、藩廳でも之に同意した。此に於て藩廳は更らに高杉、伊藤兩人にも應接掛を命じ、馬關に駐在せしむることとした。然るに隠れたるより現るゝは無しで、此事がやがて世間へ漏れ、大いに物議を生じ來つた。

長府清末
藩士激昂

元來藩士の内にも、高杉や、伊藤、井上に對し、面白からぬ感情を懷くものは少くなかつた。中にも激昂したのは、長府及び清末藩士だ。馬關は長府の領地にして、其の一部は清末領であり、云はゞ兩支藩の寶庫だ。然るに今度開港に付ては、馬關を本藩に引き取り、其の代地を長府、清末に與ふることとなり、その爲めに兩支藩の寶庫は、見すく本藩へ取り上げらるることとなれば、兩藩士が、之を不満としたのも、強ち理由無いことでも無い。而して此れも畢竟高杉、伊藤、井上等が、開港論を持ち出した爲めだと猜定し、寧ろ此際三人を打殺して仕舞へと敦

三人逃亡

圍いたが、機を見るに敏なる三人は、何れも脱走することとなつた。高杉は馬關から大阪へ奔つた。井上は腹掛半天で、人足姿と變装して、豊後別府に遁れた。伊藤は對州へ赴かんとしたが、長府の報國隊が、頻りに彼を狙つたから、彼は船問屋の伊勢屋に潜伏した。

高杉譲岐
に渡る

先生（高杉）は妾のおりの、後に梅女と云ひましたが、これを連れて脱走し、大阪へ行かれたが、其時大阪の町を徘徊して、心齋橋通の書林へ寄つて、こちらに徒然艸があるかと聞かれた。すると書林の主人が、舟頭見た様な風で、徒然艸を尋ねるといふのは、面白い人だと思ひ、先生に向ひ、徒然艸は無論あります。が、私の裏坐敷に一人の御客様が居ります。此人が中々書物を讀む人で、面白い人であります。今は不在であるが、直ぐに歸つて來らるゝから、暫くお待ちなさい。御紹介しますといふ。先生は心に考ふる所があつたと見え、それはお目に掛りたいが、船に忘れ物をしたから、取て來るといふて、其處を立去られ、直ちに自分の船に乘組みて、譲岐へ渡られた相であるが、此の書林の客とい

ふのは、幕府の偵察吏であつて、其の書林の主人が、先生の風を恵み、偵吏に面會さして、取押へ様といふ積りであつたが、先生が早くも悟つて逃げられたのは實に機敏である。〔東行先生遺文〕

如何にも其通りだ。

それから讃岐へ行て、日柳燕石を頼んで潜伏されました。燕石は侠客であつたが、立派な學問のある人で、又勤王家であるから、其人の世話で潜伏されたのであるが、後に幕府の偵察吏の爲めに、あれは長州人だと云ふことを發見されて、捕へられる所を辛くも脱走して、其難を免れられた。此時は殆ど危かつたのであります。先生の機智で、巧く其厄を逃れました。これは五月中旬の事であります。燕石はそれが爲に、遂に幽囚の身となりました。〔同上〕

此の如く彼は其の機智の爲めに不測の危禍を免れた。

日柳燕石
に頼る

〔七二〕 四國潜伏中高杉の消息

高杉入江
宛狀

尙ほ高杉が逃走中の消息は當人が五月十四日(慶應元年)付にて、讃州多度津より、入江和作當の一書が能く委曲を罄してゐる。

春山(當時井上聞多は春山花太郎)、花山(伊藤俊輔は花山春太郎)兩君にも、別に呈書不仕候間、宜敷御傳言奉願候。其外山縣狂、太田市、野村靖諸君へ御逢候はゞ、宜敷御傳奉願候。弟へ何か御用御座候はゞ、讃州榎井村日柳燕石と申人の所迄被仰越候様奉願候。路銀未盡候。若し盡候はゞ、使差遣候間、其節御渡奉願候。拜。

江底護者入
江和作

これは書簡起頭の欄外書だ。これにて見れば、入江和作とは、馬關に於ける商賈にして、能く高杉等の心事を解し、其志を共にしたる資力ある庇護者であつたことが察せらるゝ。或は入江和作とは、野村靖のことではあるまいかとも思はるゝ。入江は野村の本姓だ。和作は其の幼名だ。然も書中に野村靖云々とあるか

長州未だ人望あり
ら、此れも如何にや。以下が本文だ。

分袂後益御壯健、爲國家御精勤可被成、恐悦不少奉存候、出足の砌は、色々御厄害に相成、御厚情幾久敷忘却不仕候。

馬關出帆後は、終日如愚就枕、夜半邦家之患難を、様々思遣、不耐憤鬱の事に御座候、狂生心事御推察可被下候。道後入浴二七日、從夫金毘羅參詣仕候。當所にて日柳燕石と申奇人へ出會、議論符合、得益不少候。孰れ此所に少間は潛遊仕候覺悟に御座候。益天下の事情も相明、目程違の事も有之、後悔罷在候。長州も未天下の人望拂地不申候付、今日こそ辛抱の時に御座候。

此の辛抱の時に、高杉も雌伏を試みたものであらう。

馬關開港論も、満天下に露見の事に付、これも甚敷は不宜敷様被存候。

馬關開港論も、一時中止歟。

武備充實の急要
武備充實、持久の勢相成候上は、不足懼様相考候。尙天下事情可申越條も御座候得共、恐露見先は形勢談は、是にて閣筆。

武備充實、此れが目下の急務。

物日柳の人
長人輕薄
御存にも御座候哉、日柳氏は博徒の頭子分千人計も有之、學文詩賦も、腐儒迂生の所及に無之、實に關西的一大俠客に御座候。弟を甚留候に付、當分は此地に潛遊の覺悟に御座候。潛遊中に自邦家の御爲に可相成事も、可有之と期居候。其内寸度但馬城崎湯に罷越度存居候、是も必然には無之候。何にしても日柳氏抛一身潜伏させると申位に付、決て御懸念御無用に奉存候。

高杉と燕石と、相得たる次第、此れを以て知る可しだ。

外藩人他言等仕様なる事は少く候得共、長州人は輕薄に付、露言が多くて困入候、弟の此遊行他國に露はるゝ氣遣は無之候得共、内輸人より露はるゝ事甚懸念に存候。何卒世上に露れぬ様、御配慮奉願候。此度民藏差返候事も格別之儀には無之候。道々少々買物有之旁差返候、醉中の多辯には困入候。歸後も此度の事世間にて咄不申様、嚴重に被仰聞候様、奉願候。孰れ不遠内歸國、萬縷可申述候、勿々頼首。

五月十四日

讃州多度津にて認

備後屋助一郎

入江和作様

大阪方面
足跡不明

備後屋助一郎とは、高杉晋作の変名だ。而して此書發送の後、遂に幕吏に看破せられ、辛うじて其の危禍を脱したる始末は、既記の通りだ〔参照 七一〕。但だ本文を見れば、高杉が大阪に赴きたる消息は、一切記載して無い。高杉晋作傳（村田峯次郎著）には、一度大阪に逃れ、更に再び馬關に還り、それより四國へ走つたとある。何れにもせよ其の足跡は、大阪方面は不明、四國方面は分明だ。本書中城崎湯治云々とあるは、高杉は當時桂小五郎が此の方面に潜匿しつゝあることを聞知し、彼を搜索せんが爲めであつたものと察せらるゝ。

【七三】 桂小五郎と伊藤春輔の會見

馬關開港不開示

馬關開港問題は、本藩の攘夷論者は固より、長府、清末の兩藩士を激昂せしめ、遂に高杉、井上を奔らしめ、伊藤を潜匿せしめた。而して政廳は、形勢の非なるを見て、四月二十二日馬關を開港せざる旨を示し、又た高杉、井上、伊藤、楊井の馬關應接掛を罷め、以て人心を安んじた。

赤間關に於て、異國船開港等之儀は、決して不_被仰付_儀に候處、昨年以來講和之御約定も有_レ之儀に付、右御約條通、堅く相守り、外國へ信義を建て、他日之御害を不_生候様、精々心遣仕候様_被仰付_候事。

而して更に左の書翰を添へた。

一筆致啓達候。赤間關に於て、外國人應接一件に付、別紙之通_被仰出候間、諸事御不都合之儀無_レ之様御取計可_レ被成候。楊井謙藏、高杉和介、井上聞多、伊藤春輔四人へ當る御用狀四通差越候間、居所御穿鑿候て、早々御渡方相成候様にと

同添狀

存候。右四人共馬關出張被差除候御沙汰相成、尤謙藏事歸萩被仰付候。付ては李漏生より裝條銃御買入一件定約濟候處、篤と御聞取置可被成候。去年來餘程入組居候事に付、追て其地積越候節、無御難題請取方相成候様にと存候。此段可申進旨、安房殿被申付如是御座候、恐惶謹言。

四月廿二日

廣澤藤右衛門
前原彦太郎
中村誠一
兼重讓藏
山田宇右衛門

田北太仲様
村田藏六様

書中安房殿とあるは、志道安房のこと。而して廣澤は即ち波多野金吾のこと。後

の廣澤眞臣、前原彦太郎は、前原一誠、是等の連署人名を見れば、如何に當時の政廳が、正義派の手中に歸しつゝあつたかが判知る。

伊藤桂を訪ふ
伊藤桂を
援も桂小五郎は、四月二十六日馬關に著したが、高杉は勿論、井上も伊藤も居ない。而して其の翌日伊藤は出で來つた。廣戸直藏の談話筆記によれば、四月二十六日馬關に著す。仍警戒を要せしを以て、夜に入るを待ちて上陸し、密に細江町桶久に投宿す。翌朝伊藤俊輔來り訪ひ、桂を見て涙兩眼に溢るとある。

而して伊藤は如何にして潜伏したる乎。

それで公(伊藤)は對州へ脱走し、それから朝鮮へ渡つて、其邊の形勢を視察する積りであつたさうで、其時から朝鮮の事に關係のあつたのは、誠に妙である。所が報國隊の壯士等が、公の宿へ押掛けて来て、是非公を殺すといふので、僕の源太といふ者が玄關に居ると、主人の伊藤は家に居るかと聞いた。此の源太といふ男は膽力のある者で、イヤお留守でござる。といふと、嘘を附くナと言つて詰るから、嘘ならば座敷へ上つてお調べになつたら宜からうと断

言した。其時公は奥座敷に潜んで居られたので、上がられると大變であつたが、源太がハツキリ言ふたものであるから、それでは稻荷町(遊郭)へでも遊びに行つたに違ひないと言ふて立去つた。そこで源太が来て、今斯様くな次第でござりますから、早くお逃げにならないと危ないと言ふから、公は裏から出で裏手の山を踰えて、裏町に出られたが、其所にも報國隊の壯士が四、五人居つたが、薄暗い時で、公といふことを知らない様子であるから、公はヨシコノ節か何か鼻歌を唄つて、其前を通過して、對州へ行く船問屋があるので、其の船問屋へ潜伏して、對州行の船便を待つて居らるゝと、其處へ桂小五郎が歸つて來たのである。

此の如くして桂と伊藤とは、桂が馬關到著の翌日直ちに會見した。

伊藤脱出

第十三章 防長一致の勢成る

【七四】馬關歸著後の桂小五郎

桂意見建白

桂小五郎の歸國は、實に正義派諸有志の尤も驩迎する所であつた。然も桂は四月二十六日、馬關に歸著して以來、私かに伊藤俊輔、村田藏六等と會見し、四月晦日には中岡慎太郎の訪問を受けたる迄にして、未だ猝かに馬關を去らず。徐ろに形勢を察し、先づ防長二州の一致戮力を謀り、以て其の危急に善處せんことを期した。而して彼は先づ五月四日村田藏六を山口に遣はし、其の意見を、建白せしめた。五月七日には、藩主敬親は、特に時山直八を馬關に遣はし、彼に山口に来る可く諭旨を傳へしめた。而して彼が親しく長府藩士熊野清右衛門を見て、防長二州一和の意見を吐露するや、熊野も亦た大いに之を賛成した。而して其の意見を以て、之を長府藩議とするに至つた。

要人桂を

當時山口政廳の要人としては、山田宇右衛門、兼重讓藏、廣澤藤右衛門、前原彦太郎等あり、直目付としては、杉孫七郎、竹中織部、柏村數馬等あり、何れも桂を得て

其の指導者たらしめんことを希望してゐた。乃ち彼が馬關に歸著したるを聞くや、山田宇右衛門は、五月四日付にて、左の一書を送つた。

山口桂を召す
爾來久潤に御座候處、彌御安泰此内馬關迄被成御歸著候由、雀躍之至奉存候、舊年上國變動後、山河御跋涉、御苦心之御事奉想像候。於御國も變態多端難盡。

紙上決て可被聞召奉存候。又此度村田氏山著御心事承知仕就ては當時之決議粗及演話候處、貴兄御胸算と符合仕候由無左候逆も、折角一統御歸國祈居候折柄に付、何卒早々山口迄御歸被成下候様奉待入候。當今之形勢にては、何も掛念無御座候。委細は村田氏へ托し申候間、御聞取可被遣候爲右得貴意候。他は拜青に譲り申候。艸々頓首。

五月四日

宇右衛門

小五郎様

二陳幾重も早々御歸山是祈申候。以上。

此の如く山口政廳の要人山田も、心からして彼の速に歸山せんことを促がした。尙ほ五月八日付、長府藩士熊野清右衛門は、左の書を送り來つた。

熊野の狀

一書拜呈仕候彌御安泰可被成御座奉大賀候。然ば昨日緩々得拜面難有仕合奉存候、其節御談御座候末藩中より歎願之儀、今日評議仕候處、何れ御高論之通り、第一是れよりして、二州一和之目途も相立可申、二には内輪の議論一定仕候得ば、外聞旁至極可然儀に御座候間、右使として村上衛士、庄原半左衛門と申候仁、支廻次第、德清、岩へ被差出候て、右等之儀、得と及示談、一決之上、早々五藩へ御使者被差立可然と評決仕候。右思召可被下候、尤昨日も薄々御頼申上候通、乍御手數何卒歎願書案文御續り被下度、左候て御出來次第御送り被下候様奉願上候。夫迄は村上、庄原共差出候儀相控置候間、左様思召被下、吳々も可然御願申上候、右申上度如此御座候、早々不具。

五月八日

清右衛門

桂先生侍史下

二白、以參御談御頼可申上答に御座候得共、今日は御用多に付、取紛居候に付、意外之失敬仕候。何れ近日緩々御伺可申候。大夫を始、一統よりも申上吳候様申聞候。差急相認一入大亂書推讀奉願候以上。

桂の計畫
本文によりて見れば、桂は長府、清末、徳山、及び岩國の諸藩主を糾合し、彼等連署の歎願書を、藝州、備州及び隣境の五藩に依頼し、之を幕府及び朝廷に呈出せしめんとするにあつたことが判知る。而して此事を長府藩士熊野に告げ、熊野によりて之を長府藩議と爲し、更らに之を清末、徳山、岩國等の諸支藩に説かしめんとしたることが判知る。特に本藩と岩國の吉川監物との間には、第一回征長事件の片附きたる以來、更らに意志の疏通を缺きたるかの如き風説もあり、旁た桂小五郎は、岩國藩主吉川監物の山口に來らんことを、尤も必要の事とし、そ

の爲めに努力するところあつたことは、此處に申添へ置かねばならぬ。

【七五】 桂小五郎の建言書

桂の山口
歸還

山田宇右衛門の、五月四日付の書翰は、恐らくは要路の同人を代表したる意見であつたらう〔参照 七四〕。而して五月七日藩主敬親が、時山直八を馬關に遣はし、桂小五郎の山口歸還を要むるや、直目付杉孫七郎は、別に一書を裁して藩主の意志を暢述し、之を時山に托した。此に於て桂は五月十三日下關を發し山口に還り、翌日柏村數馬は彼の寓を訪ひ、相伴うて藩主に進謁した。而して具其の意見を上申し、更らに要路の人々と相見て、其の懷抱したる政策を披陳した。其の要領は、左の建言書が之を盡くしてゐる。

防長二州肅然深夜之如き形情に無御座而は、所證御民政御軍政之舉り不申

は固より、人心迷惑、敵に對せば、必百敗、萬々御國家御維持と申事は無覺東奉存候、人心迷惑は、御賞罰之因循にあり。御軍政之不立は、未御一定之御手當無之故なり。乍恐千年之御社稷、危急存亡之決、此日之際に有之候事は、奉申上候迄も無之、就而は御民政御軍政、日夜御工夫被爲在、不足不徹之事有之候得ば、

一々御差圖被爲遊候而、迅々速々整齊仕候様、屹度御嚴命被爲在、只管廟堂より漸取調候而奉窺候節、御判断被爲遊候様之御事に而は、乍恐今日之急、中々間に合不申は必然と奉存上候付、器械其外御軍備之品、元より俄に二州へ十分行とゞき候様、御手當被仰付候事は、御六づヶ敷事に奉存候得共、迅速に御一定之御手當は、御決議無之而は不相叶、御一定相成候上は、山口よりして諸郡之御手當、士農町兵之規則等も相定り、一よりして相始、少しも早く十分之所迄相調候様、向々に於いても、勉勵不仕而は不相叶、譬ば御所帶方之局あり、一錢に而も、無用之經費を厭候は、實に其職を盡し候譯に御座候得共、一定之御手當有之候上は、いか様にも操卷致し、一を逐ひ候て漸々十分之所迄、御備

事少しも早く相調候様盡精力不申而は、不相濟、無左候而は、いか程金を厭候とも、終に敵に相渡候金に相成候は、當然之事に付、是等之儀も、一定之御手當有之候上は、萬端御直に御指揮不被爲在候而は、百年相待候とも、決而十分之御備御六ヶ敷奉存候、農町兵等にても、御取立相成候上は、農町兵丈之規則は規則にて、嚴重に相立、非常之節は、何地之農兵は、何々隊へ附屬被仰付と歟、何と歟、是等之事迄も迅速に屹度相定り居候得ば、兼而名々其心得も可有之、無左候而は必萬事不都合而已に相成可申と奉存候。

必竟肅然深夜之如き形情に相成不申は、兼而御一定之事無之故と奉存候御一定無之時は、敵に臨み、諸兵も盡す所を不知、廟堂も一時に萬務差闇、却而内地より紛擾致し候様相成候而は、我より必滅を招き候譯に而、其場に臨み、料理の致し方無之儀は、眼前之事と奉存候、乍恐今日之急、御國家御維持之御手段、御民政御軍政、日夜御工夫被爲在、上より廟堂之者へ御催促被爲遊、御手當事等は、御直に御差圖被爲在、御迫り立無御座而は、御民政御軍政等之間に合

不申は元より、萬端無覺束事而已と、乍、恐奉存上候。

一文主旨

一文の主旨は、外に對しては、靜かなること林の如く、鳴りを鎮め、内に於ては舉國一致し、上下戮協し、信賞必罰、準備給養をして充實ならしめ、約束を定め、號令を明らかにし、軍紀を整肅にし、士氣を振作し、いざとなれば舉國の全力もて、四境の敵に當らしめんとするに外ならず。此の方針は悉く藩政廳の容るゝ所となり、爾後著々之を實行するに到つた。

期木戸活動

惟ふに、木戸孝允の國事に奔走したるは、嘉永の末期、安政の初期からである。されど彼が其の全力を國事に竭すを得たのは、實に彼が但馬の潜伏處から出で來りて、防長政廳の指導者となりたる以降の事である。而して慶應より明治の初期に至る期間は、彼に取りては、其の一生の花であつたらう。

【七六】桂出現後の山口政廳（一）

し上で伊藤
しむを高杉をし
召井をさ

桂は五月十三日馬關より山口に赴いたが、彼は岩國なる吉川監物と本藩との情實疏通の爲めに、伊藤俊輔を岩國に遣はし、又た藩政廳よりも使節を派し、監物の山口に來らんことを懇意せしめた。而して馬關に還り、十六日には山口に赴いた。彼は馬關に在る際に、伊藤をして高杉、井上等を招致するの書翰を送らしめた。

長府の家老抔も、桂の歸つたのを、ひどく驩迎した。それで桂が長府の家老抔に談じて、貴藩の士が、高杉、井上、伊藤の三人を殺すと云ふて騒いで居るさうだが、それはいかぬ。何人がそんな無謀なことをするのであらうかと聞くと、其の首領は、野々村勘九郎（泉十郎のこと）であるといふから、そこで桂が野々村を呼んで懇々説諭して、以後左様な不心得の無い様にといふて、野々村をして公（伊藤）の所へ謝罪に寄越さした様なことで、公（伊藤）も潜伏所から出る

ことが出来た。それから桂は馬關へ出て来て、高杉と井上を迎ひにやれといふので、公(伊藤)が手紙を書いて使の者を出された。

高杉井上
斯くて高杉は、日柳燕石の所から捕吏に物色せられて逃げ出し、多度津より備後鞆に渡り、鞆に滯在中、伊藤の書翰を受取つたから、やがて歸ることとなつた。井上は豊後別府に博徒の親分を使りて、其群に投じ、身を博徒に混じ、親分の家に居候をしてゐたが、彼も亦た伊藤の書翰を受取り、歸國することとなつた。
吉川形勢
吉川監物は持重して容易に山口に出で來らず。寧ろ先づ上國の形勢を察して、而して後然かず可しとした。幕府は進發令と同時に、幕府外國奉行柴田日向守と、和蘭公使との應接始末書なるものを、宇和島藩を経て岩國に致した。それは五月十五日だ。

始幕府書接

應接始末書

日 向 守

此程小笠原藩より貴國軍艦長州領海通行之節、長藩之者、其軍艦へ相越、何等

之儀歟懸々對話有之哉之趣、内々届出候に付、閣老方心配被致、右之事實而會にて、委細承り候様、被申聞候に付、右之事實承知に候はば、無隔意被申聞度存候。

彼 方

御尋之趣、實事無之、此程委細之儀、右軍艦乗組之者より承知候所、長州公よりの談判、一々日本政府之御爲宜しからざる事而已にて、驚嘆仕候得共、御國とは舊來御懇親に付、信義相守、長州人の申聞候始末は、何れも浮説同斷、聞流しに仕候得ば、決て御心配無御座様奉存候、就ては其始末一々改て不申上事。

日 向 守

右様心得吳候は、千萬忝存候、猶右様之儀は、以後共被申聞候様頼入候。

彼 方

承知仕候、猶一事申上候、此間長州人全く西洋人に身拘仕、商船へ(其國不詳)乗組、横濱表へ相越、各國公使共へ、何等の儀歟、面談仕候趣、承知仕候間、私方にも

可相越儀と存候處、何等之譯歟、私方には相越不申候。右は御承知に候哉。

日向守

今日初て致承知候。

彼方

又一事申上候。長州公より西洋各國に使節差出候趣承知仕候。右は御聞及候哉。

日向守

右は風聞に聞及候得共、事實は初て致承知候。右使節之者、何れの船へ乗組相越候哉、承知有之候哉。

彼方

私考へ候は、商船相頼、香港迄相越、同所には飛脚船も有之候に付、右へ乗組、各國へ渡り候儀と奉存候。

日向守

長州外遣使の尊

右使節之申演候儀、各國政府にて相談致し可申哉、公使には如何被思召候哉。

彼方

各國政府も、方今は御國政府へ、條約相結候上之儀に付、日本諸侯と又々和親等仕候ては、信義外れ候義に付、左様之儀、決て無之と相考申候。

吉川監物は此報に接するや、五月十六日、森脇市郎左衛門を藝州に遣はし、事情を偵察せしめ、又た吉川勇記、香川源左衛門をして、山口に至り、之を報告せしめた。

吉川山口政廳に報告

吉川使者への訓令

〔七七〕 桂出現後の山口政廳(二)

吉川監物が、吉川勇記、香川源左衛門に與へたる訓令は左の通りだ。
長防爲征討御進發之趣、御内々御承知被成、不容易御事柄に付、不取敢爲御知

第十三章 七七 桂出現後の山口政廳(二)

被仰進度、兩使被差立候趣申入候事。

此れは再度の長州征伐を、幕府が舉行する事實を、本藩に通知する爲めに、特使を發すると云ふこと。

出山見合

一 右に付ては、上方口之儀、旁京攝之近狀、探偵相分候迄、御出山之義は、暫時御見合被成候趣同上。

此れは上方の形勢を見極めた後ならでは、山口に赴かないとのこと。

一 幕吏より聞合に相成候金港應接記〔參照七六〕は、全く幕之計略にて、征討の名義を取設候義には可有之、併去秋馬關御止戦後は、時々夷艦も來泊致、又癸亥丸——此れは壬戌丸のことであらう。此船は文久三年の攘夷戦に外艦に擊破せられ、用を爲さるを以て、村田藏六藩命を受け、密に上海にて賣却した——賣拂之件も有之、列藩よりの見渡しにては、已に馬關は貿易も御開場相成候様世評も有之候、素より外御家と違ひ、先年來尊攘之正義御首唱被爲在、皇國之元氣は、長防二州に相鍾り候儀と、天下正義之士舉て感賞仕候儀

に候得ば、此度之儀も取沙汰而已之儀とは奉考候得共、監物殿に於ても、甚以御氣遣被申候、尤此度大樹御進發と申候ても、御上坂之上、忽に四境へ繰出し、攻擊致候事とは不被存、差向使節往來より事始り可申歟、左候へば先づ此御方様御内實之御様子、篤と不被致承知候ては、差掛り應接も不都合之儀に候得ば、無御腹藏被仰聞被下度との旨意同上。

本藩の内情を十分に知悉したしとのこと、然らざれば對幕府の應接も出來ぬから。

一 列藩よりは、御兩國中何れ内亂を生じ候杯と見入も有之由に相聞へ、風説に防長は御征伐無之共、此儘被差置候て宜敷、其譯は彼より内亂を生じ、自分滅亡に及び可申云々、且又一橋密翰の趣も有之候得ば、此時こそ彌御一和御嚴肅到底尊攘之御正義御立拔被遊度被存候との趣同上。

一 橋密翰とあるは、薩藩人より入手せる、一橋慶喜より松平容保への書翰にして、右は二條關白家に出入する者の手より得たるものと云ふ。其の意味は、毛利

氏を滅すの策は、藩内の分裂に乗じて、之を削弱ならしむるにありとの意味を述べてゐる。或は之を偽書と云ふものもある。併し第一征長の際に、西郷の取りたる方策は、長を以て長を制するにありたれば、或は之を暗襲したるものと見ても可ならん。

解伊藤の辯

吉川、香川が山口に使したると同日——慶應元年五月十六日——伊藤俊輔は岩國に至り、吉川監物の山口に來らんことを、岩國藩鹽谷鼎介、大草修吉に告げ、又た二人の間に答へて、馬關にて外國人と密貿易を爲し、又た使節を外國に派遣したる事無き旨を辯じた。越えて十七日竹中織部は、岩國に來りて、藩主敬親の命を傳へ、吉川監物の速かに山口に來らんことを懇通した。

解伊藤の辯
記金港安撫を接

吉川、香川の二士は、十八日山口に著し、豫て山口に滯在したる岩國藩士山田右門、井上司馬太郎と共に、直目付林良輔、柏村數馬、杉孫七郎、及び桂小五郎等に、直目付の官舎にて會見し、所謂る金港應接記の内容は、全く誣妄なるを解説し、幕府再征の命既に發し、防長二州の危機眼前に逼るの際、吉川監物の速かに山口

決意出山

に來りて、二州一致の實を擧げんことを勧説し、是れは藩主父子は勿論、一藩の執政有司、皆な之を冀うて止まざる旨を告げ、依つて吉川等の中一兩人速かに岩國に歸りて、此意を吉川監物に致さんことを要めた。此に於て吉川勇記、井上司馬太郎兩人は、十九日拂曉、山口を發し、晝夜兼行して、岩國に到り、委細監物に申告する所あり。此に於て吉川監物も亦た慨然として、山口に赴く可く決心した。蓋し彼の本來の恭順説も、本藩の爲めに盡さんとの誠意に外ならず、今や幕府防長再征の宣言を爲し、將軍進發を令するに際して、彼が傍観坐視する能はざるは勿論のことである。

【七八】 桂出現後の山口政廳 (三)

藩主宣示

吉川監物も、愈よ山口に出づることに決心した。此れにて防長二州は舉國一致

の姿が出来上つた。而して五月二十二日には、藩政廳の諸老臣は、連署して、藩議の存する所を、防長の士民に、左の如く宣示した。

御兩殿様多年之御正義、天人共に知る處去子(元治元年)七月京師變動ありしより、悉皆湮滅之姿に相成、御誠意御恭順も殆ど御國辱と申程に及候得共、一端追討、軍勢解散に相成候折柄、當春御國內紛擾、不容易事體に立至り、御兩殿様深被成御苦慮、下以一統奉恐入候、就ては御蟄居中ながら、不被爲得止事、被成御廻在速に人氣鎮靜に及び難有御事に奉存候。

此れは是迄の経過。

然處藩屏之御任、御武備充實は、片時も難被閣候事に候得共、被爲對天朝、幕府御恭順御謹慎之儀は、少も無御緩せ御儀に付、最早頓にも御寛大の御處置可有之苦と、御國中一統奉渴望候處、豈圖頃日に至り、御當家に於て、何歟御嫌疑に觸れ候趣も有之候由相聞、實に驚愕の至に候。

此れは幕府再征の事を仄めかしたるもの。

素より御國是確乎御不動、是迄之御忠節、天地神明に不被爲愧御事に付、萬一再討兵、四境に相迫候共、條理明瞭可被及御辯解、尤不被爲得止候ては、去子九月被仰聞候御直書附之旨、彌奉體御國中一團の正義と相成、一致戮力、臣子之分を盡す之外、更に無他念候、此度之事件實否不分明候得共、御國家興廢存亡、大義名分之係る處に付、此段能々相心得、不覺悟無之様可被相心得候事。

末段の一項は、實に本文の眼目だ。而して「御國中一團の正義と相成、一致戮力、臣子之分を盡す之外、更に無他念候」の一節に至りては、亦た此の一項中の眼目だ。二十三日藩主は執政老臣に命じ、文武改革の綱要を令せしめた。二十五日藩主は親書を干城隊に賜ひ、其の忠節を勵まし、且つ執政加判より條令を定めて之を附與した。干城隊は、長藩の門地ある者共によりて組織せられたる隊であることは、既記の通りだ。

干城は武士之職掌にして、藩屏は我等の天職なり。忠節、信義至當を得ざるは、我等の失職にして、文武其道を得ざるは、武士の恥辱とす。其罪皆我等に歸す

るのみならず、遂に祖先を辱かしむるに至る、豈慎まさるべけんや。故に先般尊靈に祈誓するの事體を實践し、且世臣をして、悉く干城と爲さしめんと欲す。汝等能く此意を體認して、其職に協ふ時は、則我等をして天職を修めしむる所以なり。務めて寛厚を本とし、苟も名に流れて、其實を失ふなれ。依て此度嚴示する條令謹慎確守し、各よろしく其業を勤むべきものなり。

以上は藩主の親書だ。尙ほ條令に曰く、

條々

示記條々

- 一 文武は人材生育の基礎にして、不可偏廢候條、兩道相兼、國家之裨補と相成候様可致講習候事。
- 一 喧嘩口論總て卑劣ヶ間敷儀堅禁止之事。
- 一 階級持方に拘はらず、親睦一和を旨とし、互に敬禮を盡し、長幼尊卑之倫序不失様、銘々厚可相心得候事。
- 一 御政體を譏議し、衆人を誹謗し、無根之造言雜話等、堅禁止之事。

一 氣付筋有之候得ば、越俎之行無之様、各其長へ申出、條理明白に可及論談候。尤無趣意に雷同し、或は徒黨ヶ間敷儀、於有之は、可被處法候事。

一 諸役付之面々は、各其職に力を盡し、無用之周旋堅停止之事。

一 文武學校とも規則嚴肅に相守、互に救助いたし、唇齒手足と相成、太平柔情の弊風を一洗し、苟も不失士道、切磋勉勵、衆人之模範と相成候様、實行可爲肝要候事。

右之條々堅相守、若於違犯は、品に寄、相當之科條に可被處、依仰執達如件。

五月

毛筑前

禁止
諸隊輕舉

尙ほ五月二十六日、藩主父子は、諸隊總管を召し、親しく輕舉を戒め、執政加判より更らに藩主の旨を書し、曩きに士民に諭すの書と共に、之を下した。

此度再討之軍勢を、又々差向候哉之風聞有之、萬一四境に迫り候とも、條理明細に可及辯解覺悟に候得ば、不得止次第に相成候共、指揮有之候迄は、輕舉暴